

第十六回 参議院電氣通信委員会會議録第十七号

(四〇六)

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)午前十一時二十一分開会

委員の異動

七月二十四日委員石黒忠篤君辞任につき、その補欠として小林武治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 左藤 義詮君
理事 島津 忠彦君
久保 等君

委員

津島 壽一君
小林 武治君
新谷寅三郎君
小林 孝平君
山田 節男君
三浦 義男君

国務大臣

郵政大臣 塚田十一郎君

政府委員

郵政政務次官 飯塚 定輔君
郵政省電氣通信監理官 金光 昭君
郵政省電氣通信監理官 庄司 新治君

事務局側

常任委員 後藤 隆吉君
常任委員 会専門員 柏原 栄一君
常任委員 会専門員 会専門員

説明員

日本電信電話公社總裁 梶井 剛君

本日の會議に付した事件

○公衆電氣通信法案(内閣提出、衆議院送付)

○有線電氣通信法案(内閣提出、衆議院送付)

○有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(左藤義詮君) 只今より委員會を開会いたします。

公衆電氣通信法案、有線電氣通信法案、有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案を一括議題といたします。昨日に引続き質疑を行うことにいたします。

○久保等君 總裁もお見えのようですから總裁に御質問をいたしたいと思ひますが、今度PBXの民間開放に伴ひまして、昨日副總裁の御答弁によつても、このPBXを民間に開放して参ることに伴つて、一応監督といひますか、技術的な基準を中心にした検査といひものは当然にやらなければならぬといふことになるわけですが、そうなりますと、おのずから現在PBXに携わつておる職員が、恐らく殆んど大部分だと思ひますが、検査要員として、今度は新しくPBXが民間に開放されて民間の業者がやつた場合における検査をする人員が、或いは専従といふ形ではないけれども、概略或いは千名程度になるかも知れないといふやうなお話があつたのです。ところでそれを参りますと、従来検査業務といふものは、勿論やつておらないわけ

ですから、新しい検査業務をやるという事になつて来ると、相当職場における業務の変更もやらなければならぬといふやうな関係から、やはり従業員の配置転換といふやうな問題も若干考えられるのではないかと、その点についてどういふお考えでしょうか、お伺ひしたいと思ひます。

○説明員(梶井剛君) 今回施設が民間に開放せられるために、その検査のために必要を要員といふ問題ですが、民間に開放された結果、どの程度に民間において仕事をやるかといふ範圍が予想がつかないものであります。現在の施設の工事から考えましても、たとへ民間に開放されても、その大部分といふものは従来通り公社が仕事をし、保守をして行くといふ形になるのではないかと私は予想しております。従つて民間に開放された場合に、民間でやります範圍といふものは極めて少いのでありますから、これに對する要員といふものは現在の要員で十分足りると我々は考えます。又我々としても今後合理化、能率化をやつて、できるだけ人を最も有効に働いてもらふようにしなければならぬわけでありまして、合理化、能率化をやれば、その程度の人は容易に捻出ができるだらうと予想しております。

○久保等君 要員が容易に捻出できるかどうかといふ私質問をしているのはなくて、むしろ検査業務をやらなければならぬといふことになつて、それ

れに伴う人員を配置換えしなければならぬ事態が起つて来るのではないのか。いわゆる従業員の配置転換といふことを考慮しなければならぬやうな事態が生じて来るのではないだらうか。そういうことについての見通しなり、お考えを承りたいといふ意味の御質問を申上げておるわけですが、なおもう一遍お答え願ひたいと思ひます。

○説明員(梶井剛君) 配置転換の問題は、あえてこの施設の検査ばかりでなく、事業の伸展によりまして自然に配置転換が行われるのであります。それから見ますれば、この施設の検査によつて生ずるところの配置転換といふものは、極めて小さな部分であると思ひます。又配置転換が必要であります場合に、おきましては、それだけの局、部におきまして、會議の上で必要を配置転換をしなければならぬと思ひます。

○久保等君 まだ明確な御答弁に実は受取れないのですが、一般の場合にも配置転換といふことはあり得るのだといふお話で、そういう場合に比較すればむしろほんの小規模といふか、大した配置転換はないのだといふふやうな意味なんです。が、いざにしまして、とにかく配置転換があり得るだらうといふやうに受取れるやうな御答弁なんです。が、そうなつて参ると相当重大な私は問題だと思ひます。私の質問いたしておつた仕事の意味は、勿論従来担当しておつた仕事の内容が變つて来るということとはこれ

はもうあり得るだらうと思ひます。別にこのPBXの監督業務が新しくできなくとも、一般的にいつてもそういう場合はあり得ると思ひます。従来PBXを担当しておつた人間が、検査業務といふ新しい職種の仕事をするといふ意味での仕事の分担が變るといふ場合はあり得ると思ひます。併し私の御質問申上げておるのは、そういういわば同じ所にいて従来やつておつた仕事の内容が多少變つてくるやうな意味のことを質問いたしておるのではなくて、やはり場所が多少變つてくるやうな配置転換、そういうことを質問申上げておるのです。従つて規模の大小を問はず、いざれにしてもこのPBXの民間開放といふことに伴つて、仮に小規模にしろ、さういつた配置転換といふ問題まで惹起するといふことも予想されるとすれば、相当重大だと思ひます。従つて私の御質問申上げておるのは、そういう意味でございまして、そういう意味における配置転換といふことが予想せられるといふ御答弁なんです。よろうか。

○説明員(梶井剛君) 私の申しました配置転換といふものは、仕事が変わるといふ程度の意味で申したのであります。自分の勤務地が變つてしまふといふやうな配置転換は殆んど行われないうだらうといふ意味であります。

○久保等君 それでは私の質問いたしておる従業員の配置転換といふものは、最悪といふか、相当大幅にPBXを開放するといふ結果になつた場合でもあり得ないといふことを御答弁とし

て言われたというふうに了解してよろしうございますか。

○説明員(堀井剛君) これは絶無という意味は毛頭ないのでありまして、殆んどないだろう、こういうことを申しておるのであります。併し何分にも業務の範囲が全国に拡がっておりますわけでありまして、場合によりましていろいろ業務ごとに配置転換ということとは当然起り得るのであります。それから見ますれば、実際にそういう必要が起つて配置転換するにしまして、極めて稀だろう、大部分は現在の勤務地にて従来仕事をやつておつた人がそれが検査をやるといふような状態になるに過ぎないであらう、こういう意味であります。それで将来のことを言うのは言い過ぎのように思われますから、殆んどない、こういう意味であります。

○久保等君 どうもその程度でもちよつと安心できないのですがね。大部分は大丈夫だろうと言う、その大部分と言つてもどの程度の大部分か。勿論一般に考えられます例えは常時転換といふような問題が個々の場合なんかにあるわけですから、そういうふうな程度のもものは本人も希望もし、特に行つてもらつたほうがあらゆる面でのいいのじやないかという、そういう常時あり得るようなことは、私は特にここで御質問申上げておる質問には当らないと思ふ。そうではないかと、やはり今度のこういう新しいいわば民間の業者の人にPBXをやらせるといふことに伴つて新しい仕事の内容がでるわけですから、その仕事の内容のできたことに伴つて、今言つた相当と

まつた配置転換と言われるようなものに該当する人事の異動といひますか、人員の配置換えといふようなことが考えられるかどうか。まあ殆んどないでしようという程度じやなくて、もう少し一つはつきり御答弁を願ひたいと思ふのです。これはやはり相当見通しがあるけれども、私昨日も質問したのでありますが、この配置転換の問題とは別に關係のない問題としても、一体工事量や幅をどの程度民間に開放されるかどうかというこの見通しの問題が、的確に見通しが立つと思ふのです。即ち電電公社と民間の業者との間に對等の立場で、何か市場に出されたものと両者が競争して仕事をやるという状態ではこの電気通信の場合にはないと思ふのです。むしろ当然あらゆる運営についての責任を包括的に持たなければならぬ責任のある電電公社がPBXの問題にしろ、やはり責任を持つてできるだけやるのだが、併し政府の提案せられておる趣旨は、私は、どうしてもやろうと思つてもなか／＼需要者の要望に副えないような部面については、一つ民間に開放したつていいのじやないかという趣旨だと思ふのです。従つてここに全くの或る第三者がいて、この第三者の出したものを公社とそれから業者がその仕事を、いわば入札か何かやつて取つて来るというふうな關係にある問題じやないかと思ふのです。そうなるて参りますと、少くとも今日においては公社の工事能力或いは一般の需要者の需要状況、そういうふうなものとの組み合わせの場合に、どの程度までが年間にPBXとして民間に開放する工事量であるか、幅である

かというふうなことにについては、相當的確な私は推測といひますか、予想は成り立つと思ふのです。やつてみなければならぬといふような極めてあいまいなものじやないはずだと思ふのです。少くとも又これに対する業者そのものの、業者の工事能力といふようなものについては、恐らくこのPBXの問題が国会に出てすでに一年にもなる。その間の動き等は、私も相當詳細に公社としては把握されて来ていると思ふ。そういう立場になつて来ると、いわば工事能力の問題と、それから需要者の需要量の問題と、こういうふうな面から眺み合せて、而も電電公社の持つておる能力と第三者を眺み合せるならば、そこから出て来るものについて、相當的確な見通しが立つと思ふ。

○久保等君 それではその問題については、一般に言われる配置転換といふものではない。普通転動とみなされる程度の、個々の本人の希望によつて転動をするといふような程度のものはあり得るかも知れんが、それ以上に二人以上を本人の意思に反して配置換えをするといふようなことはないと御趣意の御答弁として理解してよろしうございますか。

○説明員(堀井剛君) 二人以上と言われますと余り数学的になつてしまふので、……(笑聲) 若干そういうことがあり得るとしまして、まとまつては起り得ない、こういう意味であります。

○久保等君 要するに数より以上に問題になるのは、やはり本人の意思の問題だと思ふのです。従ひまして本人の意思に反してまで今度監督業務といふものができたのだから、とにかく本人の意思如何にかかわらず強制的にかわつてもらうのだ、そうでなければならぬことは、これは配置転換としての要素として非常に重く見てゐるわけなんです。それで人間二人以上といふことの、数のほうはむしろ大したといふか……教以上にならうといふ本人の意思に基くか基かつかないところの問題がある。そこでそういう点から申して配置転換、私の申上げてゐるような意味の配置転換といふようなことはないと申すといふ答弁だと理解してよろしうございませうか。

○説明員(堀井剛君) 本人の意思に反してといふようなことになりまして、これは公社法にちやんと明らかに書いてあることではないといふことが書いてあるのではありませんか、今、久保委員の言われた通りに、配置転換に応じなければやめさせるといふようなことを得ないときには、本人に十分納得ができるように話しまして、そうして配置転換するわけでありまして、先ほど来お答えしました程度で我々の意思がおわかり頂けるものだろうと思ひます。

○久保等君 それでは、その配置転換の問題は今の總裁の御答弁で、まあいづれにしても本人の意思に反した配置転換といふようなことは決してあり得ないといふことで一つ了解をいたしておきたいと思ひます。

次に、やはりPBXの問題で昨日も御質問をいたしたのですが、それに対してやはり余りはつきりした御答弁がなかつたのですが、八月の一日からP

わざるを得ないことになるのですが、一つそのあたりもう一度明確に御答弁を願ひたいと思ふのです。

○説明員(堀井剛君) 今のお話の通りに、まとまつて配置転換といふものはありません。一、二配置転換といふような事情が止むを得ず起るかも知れませんが、まとまつては起りませぬ。

○久保等君 だから個々の一人々といふような場合はあるかも知らんといふ意味ですか。そういうことでございませうか。

○説明員(堀井剛君) そういう意味であります。まとまつて一団体が配置転換をしないやならんといふようなことは起り得ない、こういう意味であります。

○久保等君 それではその問題については、一般に言われる配置転換といふものではない。普通転動とみなされる程度の、個々の本人の希望によつて転動をするといふような程度のものはあり得るかも知れんが、それ以上に二人以上を本人の意思に反して配置換えをするといふようなことはないと御趣意の御答弁として理解してよろしうございますか。

○説明員(堀井剛君) 二人以上と言われますと余り数学的になつてしまふので、……(笑聲) 若干そういうことがあり得るとしまして、まとまつては起り得ない、こういう意味であります。

○久保等君 要するに数より以上に問題になるのは、やはり本人の意思の問題だと思ふのです。従ひまして本人の意思に反してまで今度監督業務といふものができたのだから、とにかく本人の意思如何にかかわらず強制的にかわつてもらうのだ、そうでなければならぬことは、これは配置転換としての要素として非常に重く見てゐるわけなんです。それで人間二人以上といふことの、数のほうはむしろ大したといふか……教以上にならうといふ本人の意思に基くか基かつかないところの問題がある。そこでそういう点から申して配置転換、私の申上げてゐるような意味の配置転換といふようなことはないと申すといふ答弁だと理解してよろしうございませうか。

○説明員(堀井剛君) 本人の意思に反してといふようなことになりまして、これは公社法にちやんと明らかに書いてあることではないといふことが書いてあるのではありませんか、今、久保委員の言われた通りに、配置転換に応じなければやめさせるといふようなことを得ないときには、本人に十分納得ができるように話しまして、そうして配置転換するわけでありまして、先ほど来お答えしました程度で我々の意思がおわかり頂けるものだろうと思ひます。

○久保等君 それでは、その配置転換の問題は今の總裁の御答弁で、まあいづれにしても本人の意思に反した配置転換といふようなことは決してあり得ないといふことで一つ了解をいたしておきたいと思ひます。

次に、やはりPBXの問題で昨日も御質問をいたしたのですが、それに対してやはり余りはつきりした御答弁がなかつたのですが、八月の一日からP

B Xが民間で自営ができるというよう
な形のものにしたいという法案の内容
になつておられますけれども、この
実施によつていろいろ細かい技術基準
というふうなものの制定もなされなけ
ればならないと思つていますが、たゞ手
許に頂いておられます資料には、極め
て簡単な項目が羅列してあるわけなん
ですが、質問を申上げたのは、例え
ば具体的に申上げて、技術基準によつ
て、仮に或る一定の仕事をやるという場
合についても、工事担任者が勿論事前に
資格試験を受けて、担任者の資格を獲
取した者に仕事をやらせるわけでは
ないか、一級なら一級に該当する同
じような能力の工事担任者ばかりでは
ないのじやないかと考えられるのです
が、例えば自動電話とか或いは磁石
式とか、共電式とかいふたよう
な、技能の範囲についてはやはり一級
か二級か三級か何か知りませんけれ
ども、そういう種別なり或いは級別とい
うようなものを設けるのじやないだろ
うかというふうなことを思つては、
いろいろ御質問を申上げては、何
らの具体的な御答弁は実は賜つてお
らないのです。それじや、いざ試験を
実施するという場合に、どのような具
体的な資格試験をしようと思つておる
か、一つ御答弁を願いたいと思つてい
ます。

○政府委員(庄司新治君) お答え申上
げます。御承知のようにPBXの技術
的な内容と申しますか、仕事の内容と
いいますか、そういうものはただ単に
電話と一口で申上げますが、電話にも
これはいろいろ種類がございます、

例えば自動交換機とか共電式の交換機
或いは磁石式の交換機というふうな種
類がございます。これはもう御存じか
と思つていますが、その自動交換機の中
でも、例えば同じ交換機であつても二教
字の場合と三数字の場合では非常に技
術的には内容を異にしておるわけであ
ります。二数字の場合にはコネクタ・
グループだけでいいかも知れませんが、
三数字になるとセレクト・グループ
が必要というふうに変つて参ります。
共電式の場合でも、単式交換機、
複式交換機というふうな、技術
的な内容が違いますので、概念的には
試験は、自動の場合、いわゆるコネク
ター・グループだけでいいもの、或い
はセレクト・グループも考慮の中に
入つて来るような行き方、もつと端的
に言へば、自動の百回線以下の場合、
或いは百回線以上の場合、交換式或い
は共電式の場合は単式、複式、或いは
数で行つて、五十回線以内、五十回線以
上という分け方も考えられるわけであ
ります。それから磁石式は一種類と考
えております。大体自動の大きなもの、
小さなもの、共電式の大きなもの、
小さなもの、磁石式と、この五種
類が考えられるのでございます。この
五種類の試験を全部別々にやるか、或
いは共電式の資格を持つた人は、
当然これは技術的に考えまして、磁石
式のものも建設できるのだというよう
な考え方、共電を受けるような人
はその試験の内容は多少磁石の問題も
入れまして、同時に磁石も持てるよう
にするか、いわゆる組合せ方ではござ
います。今申上げました五種類を大体
どういふに組合せるかという、組合
せによつては、それが五種類になる

か、四種類になるか、或いは三種類く
らいになるか、その点はそこまではき
めておりませんが、概念としまして
は、この五つの種類に分けて試験をし
たいと考えております。以上でありま
す。

○久保等君 まだそのあたりがはつき
りしないことには、これは具体的に試
験をやると言つてみても、試験もやれ
ないと思つて、組合せが三種類に
なるか、五種類になるかという問題自体
も、これはむしろいろいろ関係の間で
打合せられて、試験規則というか、資
格試験の認定規則といふか、何か
そういうものも少くとも準備されて
おらなければ、私はどういつか資格認
定の方法によつて、実は検定試験をや
るのだと言つてみても、そういう段階
にあるのでは非常に心細いと思つて
います。そういう問題を考へて参りま
した場合に、少くとも直ちに八月一日
から実施して行くことについて
は、相当困難だと思つていますが、如何
ですか。

○政府委員(庄司新治君) 只今の五種
類の組合せをどうするかというところが
まだきまつていないようでは実施に支
障を来たすじやないかというお話でござ
います。これは五種類を一応考へ
ておるのではありませんが、これをきめる
とすれば、これはもう一日できまるの
でございまして、それによつて支障を
来たすというところはなと思つていま
す。ただこういうことは言えるのです。八
月一日からこれを試験するということ
に相成るわけでありまして、この法律
が通る前に試験をするというところは勿
論考へられませんが、そうすると、この
法律が通つて施行されてから試験をし

なければならぬという実情に迫り込ま
れると思つております。と言つて、
これも衆議院で話したのですが、八月
一日の午前零時に試験をするというよ
うなことは考へられないのでございま
して、その間多少余裕を置いて試験を
するということに相成ると思つていま
す。

○久保等君 まあそれは私ただ一つの
例を取上げて申上げただけでありまし
て、直ちに八月一日午前零時に試験を
するのをやると言つても、仮に試験規
程というものが明確にできておつて
も、殆んど実際問題としてそんな馬鹿
な試験なんかできつこないのです。だ
から問題は、試験期日を何月何日にす
るといふようなことではなくて、少く
とも八月一日から実は試験規程はこ
ういつた試験規程によつてやるのだとい
うような法案に対する裏付けというも
のがなければならぬ。これは法案を出
しておるその法案の出方そのものの
に問題があると思つて、従つて私
はそのこと自体を取上げて大きくどう
こう申上げておるのではなくて、一例
を挙げたに過ぎないのですが、更に例
えば、先般御質問いたしまして、やは
りそれに対して明確な答弁がなかつた
のですが、これもやはり重大な問題だ
と思つて、申請者がこの工事担任者
という一名の形で申請された場合、或
いは二名、三名の連署を以て申請せら
れた場合、それからまあ何名かの連署
で出すことを期待しておるのか、一名
でもよいというふうな考へておられる
のか、それは知りませんが、まあいづれ
にしましても、実際の申請或いは工事
の内容と、それから実際に出されたも
の申請者とが、どういふ関係でその認
可後において仕事が進められて行く

か。言葉を変えて申上げると、まあ昨
日もちよつと申上げたのですが、一名
か二名かが極めて能力以上の仕事の
内容についての申請をする、そういう
場合に対する基準が何らならないよう
な御答弁だつたのですが、最悪の場合に
は数人の人間或いは一人の人間で非常
にたくさん、東京管内のほうに、或
いは大阪の管内に、九州の管内にと
いうような形で申請をするということも
私考へられると思つて、殆んど時
を同じうしてです。ところが勿論一人
の体で、或いは数人の体で全国各地に
同時に仕事をやり得ないことは当然だ
と思つて、従つて、その仕事をやる
人間は全然別の人間がやる。而もそ
の別の人間が技術基準とかそういう
ものを殆んど無視して、いわば儲け本
位の仕事をやつて行くというやうなこ
とになれば、その結果がどういふやう
な結果になるかというところは、申上げ
るまでもないと思つて、特に事業の
使命、或いは本質というものを考へて
やるよりも、どうしても民間の業者が
やるということになつて来れば、これ
は先ずそろばん片手に仕事をやるの
で、損をしても仕事をやるというやう
な奇特な人は、これは恐らく、まあ善意
に解釈しておられるようだけれども、
そういうやうな人は余りおられない
と思つて、従つて非常にいわば間
に合せた仕事をやる危険性が多分に
あると思つて、そういうやうな点
についても、はつきり目の届くよう
に、これをそういう遺憾のないやうな形
で、まあ取締ると言つては語弊がある
のですが、少くとも能力に相応した仕事
の内容について、これを認可して行く
というところについて、一体どういふ基

準で以て、そういう申請があつた場合に認定をするのか。この認定の仕方の問題についても何ら具体的な基準というものはない。いわば有資格者が申請して来れば、それについてこれを断わるわけに行かないでしようという答弁であつたというふうに考えるのです。従つて有資格者が出して来られた場合については、一体どういうふうに、若しこれを却下する場合があるとするならば、どういう場合にこれを却下するかというふうなことを、若し何でしたら具体的に例を挙げて御説明願ひたいと思ふのです。

○政府委員(庄司新治君) 只今の御質問の一番大切なポイントと考へられる点は、工事をする人がどういふ人であるか、というふうに出出ておいて、そうして実際は全然資格のない人が現場では工事をやつておるといふことは非常に遺憾ではないかという点でございますが、これは私も全く同感でございます。まして、むしろ私たちの基本的な考え方としては、工事の現場に行つて工事を実際やつておる人、その人が資格者でなければならぬというふうに考へておるわけでございます。ただそのときに、工事の資格者が一名いて、そのかたわらに手伝うような意味において補助者がおつて、その補助者は資格がないというふうなことは、これはあり得ると考へております。逆に、先ほども申しましたが、全然資格のない、いわゆる私の申しました補助者だけが単独に動いてそこで工事をやつておるといふようなことは、これは絶対に排撃といひますか、やめるようにしなければならぬと、こういうふうに考へております。従つて、一つの工事の、こういう

う人が工事に従事するという申請書の中に、その人が一人であるか、二人であるか、三人であるか、四人であるか、人数に制限をつけるということ、これはこの前も申し上げたように、考へておらないのでありますが、同じ人が工事をたくさん受持つということ、これは実際問題としてでき得ないことだといふふうに考へておりました。申請が出ましたときに、建設工事であれば、恐らく何月何月までかかるというふうな日にちが出るでしようから、同じ人が二つ三つの工事にダブつて出すといふことは一応考へておらないのであります。それから保守の場合には、これはこの前も少し申し上げましたが、二十回線とか十回線とかいふ小さな交換機に一人の人を釘づけにするといふことは、これは無理なことでありまして、そういうふうな小さな交換機に対しては一人の人が或る程度何件かかけ持ちできるというふうなことを考へております。公社で作つて来られた案によりますと、自動百回線以下の交換機、或いは手動五十回線以下の交換機のような交換機を受持つ場合には、四件まではよろしい。それからただ百回線と申しまして、全部百回線に内線電話機がついておるわけじやありませんから、内線電話機の数としては百五十個以内で抑えようというふうな案を持つて来ております。これに対しては我々も検討中でありまして、これはもういいといふことになればすぐにもいいといふことに相成るわけでありま

○久保等君 今の特に建設工事といひますかね、設置工事の場合、前者の場合ですがね、まあそういう資格のない者が

がやるというふうなことは、絶対にやういふことのないようにしたい、やめたといふ話ですけれども、併し一体申請者が直接携わつて仕事をやつておるかどうか。これは少くとも何ら特別な措置も、具体的な対策も示されない限り、私の理解する範囲内においては、直接まあ現場へ行つて、検査員でも行つて見ていない限りにおいては、これはそういうことについて、十分に本人がやつておるかどうかといふことをはつきり見ておることはできないと思ふのですが、それ以外に一体方法がないじやですか。具体的に申請者が直接手を下して仕事をやつておるかどうかといふことを、どういふ方法で以て、それを必ず申請者の人によつて仕事やられておるといふふうに把握されようとしておるのか。

○政府委員(庄司新治君) これは構内電話の交換機を、これも加入電話の一種でございますが、そういう構内交換機を構内交換機として加入電話の申請が最初に出ておるわけでございます。或いは現在自分のうちに構内交換機がなく普通の有線電話がある。これを構内交換機に変更したいという場合に、これは加入電話の種類の変更でございます。まして、やはり工事をやる前に公社に対して種類の変更、或いは加入申込があるわけでございます。そのときにPBXでございますれば、公社につけてもらうといふときには、これは問題ないわけですが。これは自営でやりたいといふことの申込のあつたときに、当然はつきりしなけりやならないわけでございます。自営でやりたいといふときには、当然どういふ工事担任者がこれにかかるといふことは、そこでわかる

わけでございます。そのときにこの工事担任者は、あつちでもこつちでもたくさんやつておるといふことであれば、これは無理があるといふことはすくなく書類の上でわかるわけでございます。もう一つ、書類と実際違ふじやないかといふことに対しては、これは現場へ行つて検査をするという方法をとりざるを得ないと思ひます。

○久保等君 そうなると工事中は相当頻繁に検査員が現場へ行つてやる、工事の途中の検査も相当厳格にやられるという意味ですか。

○政府委員(庄司新治君) それは必要があれば現場へ行つて検査をするといふことで、工事担任者が一人のところへ検査員が一人付きつきりで検査をやるといふようなことはちよつと考へられないのでございますが、大体そういうことでやつて行けば、しまいにこれはあの工場所ではもう検査をしなくてもいいだらうとか、或いは危ないといふようなことも実際問題としては起つて来ると思ふのですが、一応は必要のときに検査に行くといふことでやるのでございます。

○久保等君 まあそれはそうなつて来るとやはり現場へ行つて見ておるのがこれが一番確かなんで、私の具体的な、何か例えは工事の内容といひますか、工事の幅に伴つて一定の基準を設けて置いて、それでこの工事の場合については二名ならば二名程度の少くとも有資格者が直接工事に当らなければならぬといふような形で、具体的に申請を許可する場合に、そういう判断をやつて行くといふ具体的な対策を立てておるかどうかといふことを実はお聞きしたいと思つたのですが、そういう

つたことは別に考へておらないので、有資格者から申請されれば、一名でも出て来れば、この資格者である限りにおいては、これは認可して行くのだ。従つて工事の内容そのものについて、どうのこうのといふことをきめる実基準といふものは別に設けておらないのだといふようなお話だものだから、そういうふうになつて来れば、むしろ公然と一人で以て相当重大な仕事について申請をやつて行くといふようなことを半ば公認されたような形で、非常にプロカー的な、悪く言えばプロカー的に工事担任者がなつて行く危険性があるのじやないかといふことを実は心配して御質問をいたしておるわけですが。従つてただ徒らにうんと取締つて検査員がしよつちゆり付きつきりで検査することが好ましいのだといふような考へ方は毛頭持つておりません。自主的にやつておれば結構だけれども、併し何と言つても電気通信事業というのは公共事業であり、迷惑する者は、ただ単にその加入者だとか、或いは業者の若干の損得の問題でなく、やはり全国的に関連のある、直接それがいか悪いかは全国的な電気通信事業に大きな影響を及ぼすのだといふことを考へて行く場合には、最小限度のこれは取締的なといひますか、監督といひますか、そういうことが必要じやないか。ところがそういう場合合にただ民間業者の善意々々といふことばかりが昨日来から説明せられる。そういうことはあり得ないだらうし、若しあつたすれば、おのずから悪い業者は駆逐されるだらう。従つてそこにいい業者ばかりがあつて残つて来る

ので、結局自然淘汰されるだろうというような、非常に自然現象的に考えて超越しておられるような御答弁があるもので、それから、そういうことではなかなか日々の現実の電気通信事業の運営については非常に心許ないという気がいたしますので、私御質問をいたしておるのですけれども、只今の問題あたりにはたしませんが、それはそういうことで、は幾ら通信監督官がそういうことはありませぬと言われましても、私は残念ながらそれに対して確信を持つことはできないわけなんですけれどもね。まあそれ以上具体的な対策というのか、態度というものは別にないということなんです。

○政府委員(庄司新治君) P B Xが民間で工事をなさるという問題につきましては、今ここでお話を申し上げておるものは、そのうちの一部を申し上げておるわけでありまして、P B Xが民間でやられる場合の一番の関所といえますか、しめくくりの点は、これは工事の場合で言えば、工事をやつて、工事が終了しましてよく加入回線として生かす場合には、そのときには技術基準によりまして厳重な試験をするのであります。この試験に通らなければ加入回線として開通しない、接続しないという建前になっておるのであります。然らばその技術試験だけで全部やつてもいいじやないかという議論も一応あるのですが、併し何分にも大切な資材を使つて工事をやる場合に、何も知らない人がやつて、そうして試験した結果落第だ、駄目だと言われたのでは非常なロスになりますので、その工事をやる人は、工事担任者は認定を受けた工事担任者でなければならぬ

という建前になっておるのでございまして、これは第二番目の二番関所といえますか、そういう意味で工事担任者をきめてあるのでございまして、従つて悪い工事をやつた人が自然淘汰される、こう言いますが、これは悪い工事をやれば技術基準に適合しないから、結局それはものにならないということ、そこではつきりその工事担任者が腕がないうことが加入者にもわかるわけでございます。従つて、こういうことを考えると、その工事担任者が、比較的自然現象的な自然淘汰をされる前に、もつと早くその能力のないということが加入者にもわかるということ、ございまして、これを要するに、技術基準で最後に縛るということ、その補助的な考え方として、工事担任者を指定して行くという建前で、今まで工事担任者だけを議論しておりました、技術基準で最後に縛るということが抜けるという虞れがあるのじやないか、私はこう考へるのでございまして。

○久保等君 勿論そのことは、最後の技術基準に合致していないものは、これを使用することができないというようなことで、開通する際に当然これは検査をすることは当然前だと思ふのですよ。従つてそのことは問題にならないかと思ふのがね。併し、仮に試験をやるとか、検査をやるといふても、これは、御存じのように、開通試験をやると、実際の少くとも一月なり二月なりかかった長い過程の期間、細かいつつこの過程というもので検査できつたもので、少くとも、開通して使用に耐えるかどうか、而もいろいろデリケートな通信の回線状態というやうなものを、電力その他で以てメー

ターで計つてみるというやうな試験をやるにいたしまして、これは十分な検査はやり得ないと思ふのです、実際問題として、だから、そういう点で仮に開通試験にも合格しないというやうな工事をやれば、これはそのときにすぐ問題になつてしまふことはつきりしてゐると思ふ。ただ一時は開通した、ところがその後一月足らずでいよいよ工事の拙劣さから障害が頻繁に起きるといふことは、これは技術屋として腕がいか懸かによつて差のあることは常識からいつても普通あり得ることです。だから、そういう意味で、私の申し上げておるのは、使ひものにならぬやうな工事が幾らでき上つてみたつて、その次に、その工事者が面子をつくすとか、これは問題にならぬと思ふことがはつきりすることは当然だと思ふ。そこまで行かないにしても、これはどうも余り成績がよくないというやうなことで、やつたあとが殆んど障害が頻発するといふやうな場合等について、これはやはり相当私は、勿論結果的に、そういうことについて十分に

そういうことの起らないようにと言つてもなか／＼むずかしいと思ふのです。併しながら、先ほど私が質問したのは、そういう問題より以上に、これは極めて極端な場合を例にとつて申上げておるわけでは、そういう極端な場合を例にとつて申上げて、殆んど直接仕事に携わる人間が正式の有資格者でないというやうな人たちが仕事をやるやうな場合について、どういふやうに工事をやる過程において取締つて行くか、そういうものについて監督をやつて行くかといふことについて、申請者があつた場合に、

これについては、とにかく殆んど有資格者であれば認可して行く、それで仕事ができれば検査をやることは当然だと思ふ。工事ができればこれを検査することは当然でしようし、又途中に行つて検査をやることも、先ほど言われたごとく、途中に行つて検査をやるのだと言われておるけれども、併し、そうなるて来ると、工事の過程を一番つぶさに見ておるの、すつと付きつきりで見れば一番いい。併し、そういう検査は勿論できないだらうし、そういうところまで考えておらないだらうと思ふのですが、併し、少くとも大体申請せられたものとP B Xの自営の工事の内容といふものと、それからこれに従事する工事担任者の数といふもの、人員といふもの、何らかそこらに見合した基準というか、そういうたやうなものについて考慮しておく必要があるのじやないかといふやうに考へておるのですが、別にそういうたものについては何らかしら、或いは又先般の御質問に對しても御答弁がないわけなんですけれども、別に考へておらないのだ、要するに、申請されれば有資格者であるならば許可をするのだ、それで、あとは工事中ならばと／＼必要だと思へば検査に行く、更に又でき上ればこれの検査は勿論やる、あと自然淘汰に一つ任せて、業者の善意に期待するのだといふことに、総合的に答弁を要約するとなるのじやないかと思ふのですが、その程度なんではしうか。

○政府委員(庄司新治君) お答え申し上げます。實際問題といたしまして、例えば千回線くらいの自動のP B Xを作るといふやうな場合には、一人ではできないので、数人必要といふことは實際問題としてはわかるのでござい

ます。併し、それが五人でなければならんか、六人でなければならんか、或いは三人か十人かといふことになりまして、これは工期の関係で、工期を長くすれば三人くらいでもやれるでしようが、工期を短かくすればたくさんの方が要するといふことは、これは前も申し上げた通りでございまして。それは實際問題として、そういう基準は作らうと思へば作られるし、事実そういう基準があるわけでありまして、その基準に適合しなければこれは工事をやつちやいけないといふことまで強くこれを縛るのは行過ぎじやないかと思ひます。もつと端的に言へば、望ましい条件ではありますけれども、守らなければならぬ条件ではないであらうといふやうに考へておるのでございまして。それから工事担任者の申請には、工事担任者は、こうだといふやうに申しておきながら、實際やるのは無資格者がやる虞れがあるのじやないかといふことは、公社としてもと／＼検査をいたしますが、本来これは加入者がP B Xを工事するといふことでありまして、加入者が自分でやういふ技術的な能力のない場合は、公社の認定を受けた工事担任者に公社が頼むといふことでありまして、加入者自身が工事担任者はどなたですかと聞いた場合、これ／＼の工事担任者が工事に従事しますといふことで、工事を受ける人と担任者との間の話合ひになると思ふのですが、ところが、その工事担任者は事實資格があるかないかといふことはすぐわかること

でございまして。そうしますと、加入者

にしてみれば、工事の資格のある人が工事をやつてくれている間は安心だ、こう思つておられますが、ところが最初に工事担任者はこれ／＼でございまして、言つておきながら、実際工事をやつていない人を見ると、何か前に来たような人でない人が工事をやつていて、これはちよつと少し安心ができません、このふらふらに、加入者は大抵の自分の限の届く範囲内で工事をやつていて、それが考えられますので、実際問題として、公社がとき／＼検査に行く以上、本当に電話をつけたという加入者自身が、よくその替玉を使つていて、或いは工事の資格のある人がやつていないかというところはチェックできるだろう、こう考へております。

○久保等君 今の御答弁も、非常に甘い状況を前提にした話じゃないかと思ふのです。例えば、庭師を呼んで庭を造らせるといふことでしたら、これは確かに頼んだ庭師と違つた人が来てやつていて、ひまに任せてよく見ておられますか、と聞かれます。ところが大きなビルディング等で、而も個人といつても全くの個人でなくて、むしろ財団法人とか、株式会社とかといふたようなところでやるとすれば、これはなかなか／＼簡単で、今言われるように、加入者そのものが干渉するのであると言つてみても、果して加入者そのものが電氣的な問題についての知識がないとすれば、実は申請者はこの人だけれども、この人はこの人以上に腕がいいので呼んで来てやらせまうからよろしくといふことになつて来れば、これは何ら知識のない人が見ておれば、関心があるだろうと言つてみ

ても、これは電氣的な問題についてのいわば検査員の代用でも動まるのじやないかという見方は成り立たないのじやないかと思ふのです。私の先ほど来申上げておることに對しての危機は、実は解け得ないわけなんです、なお工事を実施するに當つての資材等について、何か特別な一括して検査をするとか何とかというようなことは別にやらないで、そつと工事を担任者が適当に選んで工事をやるという点検といふ点検と、その資材關係に對するとは別に考へておらないのですか。○政府委員(庄司新治君) 規則の建前からいいますと、機械類、いわゆるとまつておる静止物といふ点検、機械類は工事が竣工したときに、検査をする、而もその機械を實際ハンダ付けをしたり、繋いだりするといふことは、人間がやることでございまして、腕のない人がやれば、これはまずいといふので、これを操作する人は認定を受けた工事担任者でなければならぬといふことになつておるのでございまして、ただそれでは機械をい／＼でき上つてしまつた後に検査をして、そこで不合格であれば、非常に不経済ではないかといふ問題が起きますのでございまして、これは機械の検査を事前にどうしても受けなければならぬといふ、工事をやる前に機械の検査を受けなければならぬといふふうに固く縛るかどうか。まあできればそういうふうな考へで今進んでおります。

○久保等君 まあそのことについても資材の点検、検査といふことについては、まだはつきりした考へ方は持つておられないような御意向なんですか。先ほどちよつと申上げたように、工事担任者が途中でやつておる工事過程において、どうもこれはとんでもない工事をやつておる、或いはでき上つたものを検査してみた場合に、これも又途端もない工事をやつておつたといふことになつても、工事担任者そのものに對する実質的罰則といふものは、さういふたものはまあ全然ないわけでありませう。さういふたことについて、特別な措置が必要だといふふうにも考へておられないのですか。例えば東京で工事をやつた、本来ならばこれは資格でも剽竊されるような仕事をやつておつたのですが、東京で就目になつたといふので、今度大阪へ行つて同じような仕事をやるというふうな場合には、何ら加入者がさういふ程度で、担任者そのものに對する何らの掣肘も実はないわけでありまして、まあ一遍、だから資格試験の検定でも取つておけば、これは永久に剽竊されない資格を取つたといふことになつておるわけですが、それは確かにさういふようなことでございまして、○政府委員(金光昭君) 只今のお尋ねでございますが、今の事例の場合におきまして、工事につきましては、加入者が工事業者と契約をいたしまして、その工事をいたしますわけでございますので、その工事のとき上りが悪くて検査に合格しないといふたような場合におきましては、加入者は当初の契約におきましては、当然検査に合格することとを条件として契約を結ぶこととを、これは当然のことと考へますので、若しさういふたような場合におきまして

は、加入者はその工事が検査に合格するように工事の改修を命ずるというところは当然のことと相成るわけでございます、それに伴ひまして加入者自身が不測の損害を起すといふふうなことは先ずあり得ないことと存するのでございまして、それは飽くまでも、加入者と工事業者との關係でございまして、それに直ちにこれに監督官庁なり或いは公社が介入するといふことはどうかと存する次第でございまして、ただ法律の上におきましては、第二点の久保委員のお尋ねでございますが、勿論この資格の認定につきましては、認定の取消及び工事に従事することを停止するといふことは、この法律の上でも規定されておるわけでございます、それは百五條の八項によりまして準用されております。五十三條といふものがございまして、この五十三條はP B Xのオペレーターのことでございますが、工事担任者につきましてもそれと同様に、この法律の規定に違反したといふことが入つておるわけでございます、若しこの法律にありまふようなことで設置の基準に該當しない……失礼しました。さういふことで資格の認定の取消はしないのでございまして、ただその工事の仕方が悪かつたといふような程度で取消しをするといふことはないのでございまして、認定の取消しなり、或いは従事の停止は、この法律に規定されております条項に違反したときに限るわけでございます。

○久保等君 大臣がお見えになつておるのです、電話の料金の問題についてですが、御承知のように電気通信事業が昨年の八月一日から公社になりましたことによつて、二十八年度の予算は公社に切換えられた後の初年度の実本予算であるわけですが、従いまして公社法に基く財務会社制度、或いは予算といふようなものを全面的に適用が受けられるのも実は本年度からなんです、さういふ意味で公社に切換えられた理由、趣旨といふ問題も今後如何にこれが活かされて行くかといふことは非常に重大な実は試験に直面してると申しますか、非常にいわゆる慣行を作らなければならぬといふ、これは当局としては責任があると思ふのです。特に監督官庁としての郵政大臣の立場は、同時に電気通信事業の公社の予算といふ問題について調整権といふ、今まで実は前例のない新しい極めて重大な責任が郵政大臣には賦せられておるわけですが、従いましてとかく従来予算といふ問題、金といふ問題になつて来れば、これはもう大蔵省の一手販売だといふことで一般に觀念付けられて来ておるわけですが、又事実その通りであつたと思ふのですが、併し少くともただ電電公社の予算に關する限りは、飽くまでも郵政大臣といふものが指導的な立場で予算の作成乃至予算の調整権を發動して、適切な予算を編成して閣議にかけ、国会に提出するといふことになつておるわけですが、さういふたような、すべては実は本年度から初めての實施がなされておるだけに、私も非常に重大な本年度の予算については関心を持つ。是非公社法のあの建前、それから考へ方といふものが十分に活かせるようにといふふうに念願をいたしておるわけなんです、特にさういふ意味で電気通信委員会としても、これは重大な責任を

これは罷り切れない事実として現存していると思うのです。そこでいづれにしても、やはり責任の帰一するところは、又郵政大臣にかかつて来るわけでは、よほど重大な決意を以て今後の電気通信事業というものについてのい意味での監督、指導という点を活かして行かなければならないと私考えまうすし、このことは他の公社においても木だ前例のないことでありますだけに、郵政大臣がどのようにお考えになつておるか。特に本年度の予算にこう出しているのは、如何に主観的に、或いは肚の中ではどう考えるにいたしましたか、客観的な事実としては私の申上げるような事実であるわけでは、非常にこの点遺憾に堪えないわけです。その点郵政大臣としての考え方のほどを明確に出して頂きたいと思ひますし、そのことで今後の電気通信に対する郵政大臣としての立場もより明確になつて来るのじやないかと私は考えますので、算の問題、特に料金値上げの問題に關連した今度の政府の考えたところの算編成について、郵政大臣として私先ほど来指摘しておるような点について、果してどのようにお考えなの、お伺いしたいと思ひます。

國務大臣(塚田十一郎君) これは今の料金値上げ及びそれに伴う資金繰の操作のいろいろ變つて参りました。さうさうというものを外から御覧になつて、今ここに御指摘のような疑問が分あつちこちにあるようなんです。併し私のこの問題を扱つた気持全然違ふのであります。先ずこの

独自の立場をどこまで主張できたかというところですが、御承知のように公社の案というものは、この前の不成立予算のときから相当大幅な値上げの案であつたはずなんです。昨日委員会ではいろいろ愛知政務次官が、大蔵省は値上げに対しては公社案というものをそう拒否はしなかつたと言つておられるけれども、私が聞いた範囲では、この前に一割というところは、結局困難なども一割だから、これを一割以上上げるといふことになると思つたかと思つたことと、むしろ強い反対があつたといふように承知しておるのは、恐らく私はそれが真相じゃなかつたかと思つたんです。ですから大蔵省の立場として、ましては、他の一般会計の予算があの通り殆んど變つたものでないの、今度は公社の案を郵政省が見て、成るほどこれは日本の今日の電信電話事業として尤もだと思つたから、私は大蔵省のそういう氣持を強く反撥しつつ当初の政府案というものを持つて行つた。従つて郵政省が電信電話事業に対する予算というものについて、大蔵省とどういふ比重で以てこの問題を考え、そしてどういふ比重でどちらの考え方が強く今度の予算案に出て来たかというところは御承知願へると思つた。而も交渉のいきさつを申し上げますならば、最後には大蔵省は二割くらいまでは辛抱しよう、こういうことであつた。而も私はなおも公社側の意向をよく聞いて自分も考えた結果、できるだけ大幅にこの機会に値上げしておくべきであると考えたからして、最後まで頑張つて二割五分の政府案というものができたのです。従つてこの段階においては明らかに郵政省の考え方というものが

が大蔵省に容れられておるわけです。そこで問題は、私はこの五カ年計画に必要な二千七百億という資金をどこから得るかというときに、公社の経営の立場、それから日本の電信電話事業というものの本来の立場から行けば、問題になるのは、外部資金にどれだけよるかということと、内部資金にどれだけよるかということ、この比率はこれは重大な問題である。併し外部資金による場合には、それを政府資金によるか、公募社債によるかといふことは、そんなに私は重大な問題にならないと考へる。金利の問題にいたしましても、せいふく一分の違いである。ただ問題になるのは、この公募社債によるべき額が非常に大きくなつて、それが市中で消化が困難になるといふ場合にかなり問題になる。そこで私は七十五億の外部資金というものを考えたときに、公社側の意向も聞いてみて、この程度で公募が果して消化し切れるかといふことを重点に公社側の意向も聞き、又金融情勢も勘案して、選れたけれども、年度内に七十五億程度なら十分である。大丈夫である。それならば他の資金運用部資金に対する需要も多い際であるからして、公社としては相当大幅な値上げも許されるならば、多少の不利益は忍んでもこれは公募社債といふことでやつて必ずしも強く政府資金によらないでもいいのじやないか。殊に預金部資金というものは全部外して若干の代償として三十二億、今まで二十億として國際電信電話株式会社の株の譲渡代金は三十二億に入れてくれるといふことでございます。これでいいのじやないかといふように判断をしましたのが、この七十五億を全部公募社債

に持つて行つたいきさつなんでありまして、資金運用部資金が困難であるという事情はそれに対して大蔵省もそれは非常に結構だといつて賛成をした一つの考え方の動機になつておりますけれども、私が前に七十五億の公募社債といふものが非常に困難な募集の見通しであるといふことであらば、それは絶対に資金運用部資金といふものに若干に割込みを考えたが、私は今度の場合にはそれは考えなかつた。従つて資金運用部資金が少しも今度は得られなかつたといふことは、これは大蔵省の考え方である私の公社事業といふもの情勢と、それからその他の日本の金融情勢といふものの眺め合ひで考えた結論なんです。まあこの考え方が先般来、当委員会においても山田委員、津島委員などの指摘を受けておるので、成るほどもう少し私も考へるべきであつたといふように若干変更は来たして、おるとは事実であります。併し少くとも予算を組んだときの私の氣持といふものはそうであつたのである。その氣持がそのまま予算に出たのであつて、従つてすべての面におきまして今度の公社予算というものは、郵政大臣の考え方が全面的に入れたものであらう。そして他の予算は大体不成立予算を踏襲して行くといふ行き方であつたにかかわらず、この公社予算には相当大きな變動が起きたのであると、こういうふうに御了解を願ひたい。

○久保等君 この二割五分の問題のいきさつ、経緯、そういうものについて、まあ私も一応は了解いたしておるのであります。まあ委員会等における質問を通じて了解しているわけでありすが、ただ問題となるのは、少くとも料金値上げという問題も、これは成るほどあらゆる方面に対する影響という点から必ずしも大蔵当局が昨日愛知次官の言われたように、まあ比較的气楽な氣持で実は認めたとは考へられないのであります。大蔵当局と郵政省或いは電電公社との間で言へば、そういう点はわかるのですが、ただまあ私も料金値上げという問題は、併しながら又そのことによつてもたらされるいろいろ／＼な悪影響といふことを考へて来た場合に、やはり相当考へなければならぬ問題があるし、而も電氣通信事業といふものが、いわば従来から、搾り取られておつたという態勢にあるとするならば、この貸付という問題以上、むしろ政府自体が積極的な援助政策をとつても然るべきじやないか。このことはただ単なる今年度なり今年度予算の編成については昨年の年末頃から、予算という問題にしても昨年の秋頃から論議になつておるのですから、途中から郵政大臣というよりも塚田大臣が個人的な経過から言へば、やはり昔の問題をこへ持ち出しては始まらないと思つたわけですが、そういう意味で本年度の予算については、いろいろ経過を辿つて来ておりますので、いろいろ問題があると思つたが、いづれにしても私どもの考へるのは、何とかもう少し電氣通信事業に対して公募社債がいいか、それとも一般会計からの繰入がいいかといふことになると思つたのでございすが、公社から見れば、どつちにしても五十歩百歩だと思つた。併しながら私の考えでは、もう少し前进了た形の政府資金が、電氣通信事業をただ単に独立独立歩でやつて行けばいい

といふことでなく、これは国家全体にとつて極めて重大なる公共事業であり、而も他の公社事業以上に世界のレベルから言つてもお話にならないほど劣位的にある。電氣通信事業が、今政府の直接的な政策によつて今日の状態になつておると言つてもいいくらい非常に財政的にこれを擡り上げて来ているといふ過去の経過からいつても、この際少くとも五カ年計画なり何とか、起死回生策を立てようという段階においては、積極的な対策が立てられないものかどうか。特にそういう政府の繰入といふことから言へば、利子にしても相当高利なことになりますし、そういう面についても特別な措置を講ずるとか何らかの形をやる責任がむしろあるのじやないか。単なる形式的に政府借入によつたつて、公募社債によつても違つた、大して利率の面からいつても議論は成り立つと思つたのですが、もう少し根本的な対策、態度といふことをこの機会に、而も時期的にいつても今強調することは決して私は當を得ないとは思つたわけですが、時期的にいつてもこの際新しい氣持で又新しい組織の中に立つてやつて行くとするこの最初の年度でもありますし、切換えられた直後でもあるだけに、この際郵政大臣としても特にそういった方面に対する御考慮なり、今後の御尽力を願ふ必要があるのじやないかといふことで、たゞ／＼本年の問題になつております予算問題を取上げ、これを中心にしての御質問なり私の若干意見も入つておると思つたが、申上げたわけなんです、少くともそういう点を今後十分に留意して頂

く必要があるのじゃないか。従つて料
金値上げというより、一般に直
ちにはね返るような形から資
金の調達を求めるといふことは
絶対避くべきだといふにさへ私
も実は考えたのでございすが、そ
ういふ点で今回の政府の提案なり或いは
又衆議院で通過いたしております料
金値上げの問題についても、そ
ういふ面から非常に私ども納得し得ない実
面が大蔵当局の予算編成に対する態度
とも関連してあるわけなんです、そ
ういふ点は意見になりますから差控
えますけれども、併しいざにいたし
ば、私の特に今同郵政大臣に強
調して申上げておきたい点は、そ
ういふ今置かれておる時期的な電気通信事
業の立場なり実情といふものから、郵
政大臣の特別な今後の御奮起を希望し
たす意味で御質問申上げたのです。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは
うお考え方としては、私が郵政大臣とし
ての考えは久保委員の御指摘と同じよ
うに考えておりますし、考へるべきだ
と思つておりますが、過去に相当国のた
めに注ぎ込んでおるといふ事情を考え
ても、又できるならば成るべく早くこ
れを整備拡充したいという立場から考
えまして、それから又最近値上げに
余り大きく負担をかけて行くといふこ
とが、業者にとりいふ負担をかけるか
といふ点から考へても、同じ結論にな
ると思ひます。併しそれではこの事業
をどうしても整備拡充しなければなら
ないという計画を立てたときに、それ
をどの程度に或いは国から直接予算で
援助してもらふか、或いは資金運用部
資金で援助してもらふか、或いは公
募社債の形で面倒をみてもらふかとい

うことを考へるときには、その段階に
問題がなつて参りますと、こ
ういふことを、この電信電話事業だけを考へて
おるわけには行かないのでありまし
て、国全体の他の事業、又国民負担の
立場からも考へて、そして財政の枠
の中にどれくらいゆとりがあるかとい
うことを考へ、又資金運用部資金がど
れだけあつて、どれくらい需要がある
かといふことを考へて、大きく他の事業
と総合勘案した上で郵政電信電話事業
にどれくらいのものでどういふ形で持
つて来られるかといふようにきめなけ
れば、今日の段階としては、これは結
論といふものは仕にくいものであり、
そ
ういふ考へ方がこの結論になつたと
いうように御了解願ひたいので、今度
も従つて私が予算を組みます場合に、
又大蔵省と折衝いたします場合にも、
又大蔵省としては、久保委員の御指摘のよ
うな気持で以て当ります、ただ、結
果においては今申上げたやうな事情
で、大蔵省との折衝の場合には郵政大
臣として全然考慮に置かないで、ただ
自説ばかりを突つづけるというわけに
行かないものだ、こ
ういふようにお考
えを願ひたいと思ひます。

四半期を過ぎちやつて、而も最悪な年
末にかけて消化し得るか。昨年度、二
十七年度の電電公社の二十億の社債
も、これは実際上におきましては、マ
ーケットで募集しておるのではないで
すね。二十億の中で、十八億といふもの
は加入申込者がこの債券を買つてお
る。あとの二億は地元引受、それ
から残りの一億を専用線の加入申込者
が引受ける。ですから、二十億す
ら、今年よりコンディションのいい昨年
において二十億の社債が消化し切れな
かつた、相当無理をした。そして今度
七十五億、先ほど久保君も言われたよ
うに、もう政府からは、資金運用部の
原資が枯渇した、だから国際電信電話
を三十二億にしてくれ、それで何とか
やつて行け、そこに今のような意見も
出ると思うのですが、七十五億とい
うものは、今のような大蔵省の態度で、
それで昨年電電公社の電信電話債券の
消化したいきさつを見まして、殆ん
ど不可能なことだと思ひます。それで
今年は何とか地元引受けをもつと拡大
して、それから一般の加入申込者に負
担させるにしても、七十五億といふも
のは、これは相当無理じゃないか
と思ひます。それに、第二年度から修正案
によりまして二百六億、電電公社が最
初立てた五十年計画では、三十五億だ
と思ひましたが、それに対して百七十億
を公募債券を消化して辻褄を合はして
行く、こ
ういふことは、非常に公社自体の財
政的基礎を薄弱にしてしまふ。成るほ
ど名義は政府に片寄らない、これは言
葉は多少矛盾しますが、自己資金の料
金の値上げはもう抑える。残るところ
は、要するに極度に経営を合理化す

る、合理化といふと、今日の人員を少
くとも一万人一五千人ぐらゐ首を切
らなければやつて行けなくなる。そこ
に政府としても私は折角一時直直し
をしたものに対して、債券はカバ
リしてやるとして、客観情勢がどう
見ましても不利な条件です。それで
から、七十五億の債券を背負わせて
来年度は二百六億の公募社債で行く
といふことは、これは如何に見ても、公
社自体の使命を政府がむしろ没却す
るやうなことになる。この点を私は非
常に憂へる。のみならず、どうしても消
化し切れない債券といふものは、これ
は加入者が犠牲にならざるを得ない。
そ
ういふことは、これは終戦後電話
が終戦処理費であるとか或いは見返
資金であるとか或いは資金運用部の
資金をもちつて今日まで非常に復活
しておるけれども、これはどの處大な老
朽施設を抱えて、五年計画を立てて、
電話のサービスを改善すると申しまし
ても、事実資金の面でつちもさつち
も行かんじやないか。これは私は極め
て常識で考へても疑念を抱かざるを得
ない。そこで私は電電公社として、こ
ういふ公募社債で加入者を犠牲にするこ
とを多くするより、資金の方法がなく
なつて来た場合に、郵政大臣として、
公社がそうやらざるを得ない状態に追
込んで置いて、そして国民から非難
が出る。昨日も申上げたやうに、地元
の引受けにいたしましても、これは各
地方として困つてゐる。それには金を
六千万円出す。そうしますと、市から
三千万円出して、あとの三千万円は加
入者が負担しなければならんといふの
で、これは市会の大問題になつておる
やうな状況です。併し一応こ

うな状況で参りますと、これは電電公
社の経営者として止むを得んことにな
つておる。私はそうしたこの及ぼす
社会的、経済的弊害を非常に憂へるの
ですが、この七十五億という、今年度
におきましての残りの七十五億は、電
電公社が何とかしなければならん。公
募公債はマーケットではこれは無理だ
といふことになれば、これはやはり昨
年度においても、加入申込者の犠牲に
おいて資金を調達せざるを得んとい
うことも、これは監督当局としての郵
政大臣も止むを得んといふ、これはも
う涙をふるつて、私はさういふ覚悟が
なくてはこ
ういふ見え透いたことが私
はできないと思ひます。そうしますと、さ
つきの久保君の質問にお答えになつた
ことと、それから私が言つたことと、
多少そこらに間隙があるやうな気がしま
して不安に堪へない。これはもう私大
臣の御答弁を求めらる点においても非
常にむづかしいと思ひますが、要は、こ
うなれば、これはどのハンディキャッ
プと不安なフアクターを持つて五十年
計画を遂行するといつて発足したのも
の、老朽な、陳腐な施設を以てしては
なか
らむづかしいではないか。この
点はあえて御答弁は要求しません、
この事態は、殊にあなただは商大を出た
さういふ方面の經理の専門家であると
私は思ひますから、やはり何とかカ
バーしてやらなければ、二割の値上げ
をして、又この次にわしる国民の
期待に反したやうなことが起るのでは
ないか、こ
ういふ点は、一つ大臣は、こ
れは電電公社の当局者或いは監督官等
からずつとお聞きになつておること
で、私はこ
ういふ案を抱えてどうなるかぐ
らいのことは、どんなに私希望の観測

を以ちまして不安に堪えない。この点は一、大臣として相當な覚悟を以て、これは政治的にカバーしなくては、これは政治的にカバーしなくては、この案は面餅に帰することは火を見るよりも明らかなだと思ふ。この点につきましては、覚悟のほどは昨日聞きました。あえて答弁は求めませんけれども、よほど種を聚めて頂きませんか、折角の本法案なり、修正案によつて立てられた計画が十分実現されないということとは、これは國民の要望に反することになる。これは一つここで郵政大臣は重大な決意を持つて頂いて、本国会に對しても、その点は一つ政治的責任を持つというくらいな一つの固い決意を以てやつて頂くように私は切にお願いいたします。

○國務大臣(塚田十二郎君) これは私も相當異常な決意を持つてこの事業の拡充計画には當らなければならぬというところは確かに感じておるわけであります。ただ七十五億の今年のこの計画が果してうまく消化できるかどうかという点については、これは電電公社だけの問題で大蔵當局が資金計画をするときに考えたのではないようでありまして、御承知でもありましようが、不成立予算のときは、公募公社債の総額というものが二百二十億になつております。これが今度の改訂の予算になりました。時期的にズレたので、とてもこれは募集ができないだらうというので、この總額百六十億に、六十億減らしてあるわけでありまして。この百六十億というものは、私が承知するところでは、大蔵省は金融界とも相談をして見通しがついておる数字だと承知しておる。この百六十億、このうち國鉄が八十五億、電電が七十五億、こ

うふうに割振つた。そのほかに地方債の公募が八十五億ばかりありますが、これはおのずから部面が違ひますので、その影響して来ないと思ふ。そこで非常に深刻な大問題になる。殊に明年度以降そうなると思ふのであります。ただ、それでは、どういう工合にこの問題を解決するか、努力をするためにはどの方向へ努力をするかというところにあります。これは先ほど久保委員が御指摘になりましたけれども、私は國の予算で今後この拡充計画に資金を注ぎ込んでもらふというところは、恐らく今日の國家財政の狀態ではできない。予算を注ぎ込んでもらふ方法がないとすれば、次に、改善の手として、資金運用部資金で幾らかでも見てもらふということであると思ふ。私は自分の氣持といたしましては、今度追加になりました二十五億は勿論であります。できるならば、それは七十五億も非常に募集が困難であるならば、今後資金運用部の原資が伸びるならば、その原資で引受けてもらふというように交渉すべきであるし、又交渉をしなければならぬくらいに考えておるのであります。併しこれが伸びないという点になると、電信電話事業がそつちに割込むということになるならば、おのずから他のどこかの事業にひびが入つて来る、欠陥が出て来るということになるのであります。結局國全体の財政計画では、一番公募のやりやすい事業に、その負担を背負つてもらふということにならざるを得ないというところになるわけでありまして。幸い郵政大臣という立場は、一方に貯金業務を持つております。貯金に保險業務を持つております点から、こちらが伸び

れば、自然とこがゆとりが出て参りますから、おのずから公募の枠を殖やして行くということではあることになるわけでありまして。そういう方向には極力努力したいと考えて、大蔵省にも、貯蓄増進計画というものを立てて見ようと思ふが、協力してくれたいということは申入れておるわけでありまして、若しそれが、併し思うように伸びないというところになれば、なおかつ公募社債というものがうまく消化できないということになれば、又資金値上げもなかなか十分賛成が得られないとできないし、又そんなに大幅にやつちやならぬというところになれば、非常に残念な次第ですけれども、計画を若干変更して先づ持つて行く以外にはしようがないという結果になる。それは一層好まぬから、多少困難があつても、公募社債で以てできるだけ努力して資金の調達をして行きたい。だから今努力の焦点というものは、第一段には、これを募集する努力といたしまして、資金運用部資金の原資を多くして、そこに持つて行く、こういうことで今努力しておるわけでありまして。

○山田節男君 非常に御心配になつておることは、昨日愛知大蔵政務次官と私は、二十八年度の予算が今回通りましたら相當インフレーションの傾向が強くなるじやないか、又これを裏書するように、裏打ちするように、一万田日本銀行總裁も、この四半期における金融というものは相當金利の引上げ、それから債券、公債、社債の増加というところについては、これは非常に今困つておる。これは御承知のように市中銀行というものはオーバ・ローソになつて来た。これ以上社債を出すと

すということになれば、これはスベキイレッションになつて来るし、一方にこれはやはり部分的に景氣というものが破産に瀕しておるわけですから、そういう点を斷案いたしますと、これは素人考えかも知れませんが、社債を公募する。成るほどこれは公社でありますから信用はあるでしょうが、やはり証券業者とすれば、もつと魅力のある、アトクチャな株を優先的に取ります。だからそれを政府が援助して、政府が引受けていたほうがいいわけですから、金利も安いのですから。その点は、これは大臣として見解の相違だとおつしやれば、これは止むを得ませんが、併し、たとえこれは見解の相違でありまして、政治的、計画的に考えまして、こういうふうな非常にスベキイレッションな、投機的なファクターを以てするして五カ年計画を立てることは、これは少くとも不堅実ななを持つというふうには、一應診斷する場合には判断せざるを得ない。そこで私が先ほど申し上げましたように、それならばもうこれは経営合理化で人員をうんと減らせたい。今十六万おれば、少くとも一割くらい減らしてしまふ。さもなければ、大臣のおつしやる通りに、五カ年計画を多少削つてしまわなければならぬ。そんなら、そうなりますと、これは従業員の出首を切るということは大きな問題です。電話の建設も忘るというところは、これは我々が国会で関心を持つて、二度も三度も決議をしたものを、これは公社たりとも、政治的責任は避けられないということになれば、これは一応料金を今の二割五分でなくて、五割或いは十割上げてでも自己資金と

いうことになればやらざるを得ないということになる。それは政府が許さない。ですから、経営者の建前から、三方面からがんにがらめにされた以上は、せめてこれに對する建設のための繰入金に使うべき社債というものについて、政府がやはり一つの責任を持つというところからいなければ引合はん。これは経営者が困るのじやなくて、國民が困るという、今の問題を私は認めて、そういうことを申上げておる。そういう点で、私はこれは大臣が異常な決意を持つて頂いておやりにならなければならぬ。これがすでに、昨年度の五カ年計画と、今回の五カ年計画はまるきり違つたと申してもいい。殊に資金計画を見ても、外債を二百億見込むこと、今回の案ではゼロとしてゐることから見て、資金計画については定見を全く欠いておると申さねばなりません。これは何と申しますか、朝三暮四でも申しますか、それ以上の変化を求ます。その間の事情を我々臆測しましても、如何に電話事業というものが、公募債を今度出しまして、このファクターが、不安定で、又來国会には電電公社として郵政省がどうもいけませんといつて、又資金計画が何か変えなくちやならぬ。これは私はもうこの前国会に出した場合と、今回の資金計画というものと収支見積を見ましても、全く性格を一変しておる。これでは公社としての對外的信用というものは、金融的に見ましても信用がますますなくなつて、従つて、公募社債を起すというところは、ますますむずかしくなる。而も金融の情勢は不幸にして暗黒になるようなきざしが今見えておる。そこで私はさうなつた

場合に、これは郵政大臣に言うてもし
ようがありませんが、従つて、今のう
ちに重大な一決意をして頂かなけれ
ば私は国民が困るのではないかとい
うことを申し上げる。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは私
は公債が非常に消化が困難である
かどうかという事は、実は今度の値上
げが国会において修正をされまして、
七十五億が百億になつたということ
で、大分情勢が變つて参つたので、い
る検討しておるものでありますけれ
ども、ただ私はこの間もちよつと津島委
員からの御質問のときにお答えしたの
であります。今度の国会のあの修正
の予算案の状態を見ておきますと、も
ともとの今年の政府の予算が大体そ
うであつたのに、プラスそういう傾向
が又出て参りましたので、むしろ私は
資金の状態がそんなに公債が困難な状
態にこれから先なるといふように実は
私は思つておりませんので、恐らく
資金運用部資金も直接郵政省が増強計
画を立ててやればかなり予定よりも伸
びるじやないか。又一般金融界もそう
相当撒布超過が恐らく暴落から先に
出て来ると思ふので、銀行預金なども
かなり集まるのじやないかとむしろ考
えておる。ただそれよりも心配されま
すのは、そういう状態が出て来ますと
きには、当然物価の上りといふものが
出て参りますから、この資金では既定
の計画ができなくなるという面に困難
が今年には私はいはう財政計画では出
るのじやないかという工合に心配をし
ておるわけでありませう。そうなる結
果においては同じことなんでして、資
金百億で計画が行えないということに
なるので、ですから山田委員のお

考えになつておる点とその点で若干考
え方が違つておるものであります。併
し困難がある。従つて相当今後政府か
ら面を見てもらふのでなければ、こ
の計画といふものはできないから、郵
政大臣も頑張れといふようにお力付け
を頂いておる点は、まさに同感であり
ますから、そのように極力一つ皆さん
がたの御支援を頂きながら頑張りたい
と、こういうふうな考えを述べます。

○山田節男君 これは電電公社の総裁
にお伺いするよりも、郵政大臣にお伺
いする。これもまあ将来の見込です
が、先ほど申上げたように、七十五億
の社債が公債でできない。結局昨年度の
二十億の電電公社債を消化したと同
じような工合に大半は、少くとも七
割、八割といふものは、加入申込者の負
担にしないでやらんといふ原則にな
つて来た場合、先ほど申上げたよう
に、地方財政の非常に逼迫しておる
今日、私は例えば呉でございませうが、
呉に電話局が合せて六つあります。が、
それが皆市内通話なんだ。統合してく
れといふ非常に強い要望があります。
それには六千万といふ金を出さなけ
れば社債を引受けることができない
い。そうすると三千万を市で引受け
てくれと、こういうことになる。市と
いたしましては三千万を市で引受け
るとは非常に困るのです。先ほど申上げ
たような工合に、七十五億といふもの
が、大臣が言われたように案外うまく
消化されはしないか。昨年度を見て
も、二十億のうち十八億が一般加入
者が全部、地元引受にしまして、或
いは政府の加入申込者にしまして、こ
れは全部加入者の負担である。七十五
億はそれによつてどうしてもやらざる

を得んといふことに巻き込まれた場合
に、いわゆる電話行政と言つてはおかし
いですが、そういう電氣通信事業から
見て、貧弱な県、貧弱な都市、これが
最も要求しておる。ところがそれは結
局金を持つておる所は、融通の付くも
のは早く行くかも知れない。全額を消
化すれば年内に付けてやる、そういう
ことになつた場合、電話に対する一般
国民の一方の見方といふものが余り変
なことになりはしないか、私はそれを
憂えておるのであります。ですから若
し不幸にして七十五億の、例えば五十
億といふものをどうしても昨年度と同
じような工合に、やはり一般加入者に
負担させなければ消化できないといふ
ことになつた場合の社会問題、政治問題
といふものを大臣はちゃんとお鎮め
になり、そういうことをさせないよう
に、大蔵なり又政府全般に互つてそ
ういふことをさせないといふことをあ
たは確言できるかどうか。これを非常
に私は不安に思ふのですが、将来のこ
とについて今確言を求めるといふこと
は、これは無理かも知れませんが、昨年
の事例から鑑みて、私はそういう結論を
導く、論議を導くといふことは決して私
はやばな論議しやないと思ふのです。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは七
十五億、これは修正後に變更になつて
全部公債をすれば百億になるものであ
りますが、この数字はこれは加入者には
全然迷惑をかけるものではないものであ
ります。山田委員の御指摘になりますもの
は、今の資金計画の中にある加入者債
券の四十八億も、結局そういう結果負
担をかけることになる……これは私
も素人よく本当の状態は知らないの
ですけれども、ただ私が素人なりに判

断をして、こういう工合に資金計画の
中において、二十八年度に四十八億と
いふものが、加入者債券の分があると
いうことは、これは何にしても電話と
いふものはみんな早く引いてもら
たがつておるものですが、その中から
取りわけ早くやつてもらへるといふ所
は、若干地元負担といふものは当り前
なんだし、又御了解願ふといふ、そ
ういふような見通しの筋といふものを
大体地域的に按配して、このくらい
額は加入者債券で行けるのじやないか
と、こういうふうに恐らく御計画にな
つておるものだろうと、深くその点ま
では考えに至らずに、その資金計画案と
いふものを是認しておるわけでありま
すが、若しこの辺何でしたら、一つ公
社総裁にこの四十八億といふものはど
ういふ見通しのものなのか、一応御説
明願へれば私も聞かして頂きたいと思
ひます。

○山田節男君 今の総裁の御意見は、
電話の加入者の増えるといふことだけ
をお考えになつておるが、今私の問題
にしておるのは、例えば都市の電話の
局の統合ですね、これも私は電話の
サービスで、建設と電話の加入を一緒
しになつておると同時に、困つておる
のはこれも非常に困つておるのですか
ら、電話加入者の目安からそういう
ことを……それはまあ四十八億か
つても消化できるかも知れないし、今
みたような小さい都市ですと、ちよつと外
へ掛けるにしても市外電話でなく、か
からないといふ不便は、全然どういふ方
面に債券を引受けることをお考えにな
らんとおられるといふことになつて来
ると思ふのですが、現在地方の通信局
がやつておることと多少その点が私
はどうも合はんとおるのですが、だから
余り政治的におつしやなくて、四
十八億といふものは、結局やつぱり電
話の、それは地元引受といふのはパ
センテージは少し、昨年度は二十億
のうち一億、今度は四十八億のうち
で五億乃至六億といふものを、どんな
ことをしても電話の統合をしてもら
いたいという熱烈な希望があることは
事実です。従つて貧困な都市では電話
の統合ができなくて、財政の余裕のあ
る都市は年内に債券を全額引受けてや
つてもらふといふことが出来ますこと
は、これは社会的な面から見まして
も、公社の公共性……、数が殖えます
と、そういう私は国民の非難が今日で
もありますから、先ほど大臣に申しま
した、十八億の電話の加入申込で以
て四十八億消化し切れるとおつしやつ
ても、そういうこと自体が電話のサービ

ス業というものの世界的に類のない特異性をます／＼性格付けるということになると思うのですが、公社が前垂れ式になられたということは、甚だそれとは遠いということになるから、私はあえて、これは意見の違ふものをどうこうはせんですが、私國民を代表して御意見を一応伺いたい。

○説明員(堀井剛君) 只今加入者のことだけ申しまして、区域合併或いは方式変更等のことについて地方のかたがたに社債を負担してもらいますという方法についてのお答えをいたしませんでした。甚だ済みませんでしたが、公社の性格としましては、年々歳々方式変更の順位もきめております。又区域変更の順位もきめております。ところが地方によりましては、特に自分らが社債を負担するからして、方式変更を年度を繰上げてくれという御要望があります。又区域変更につきましても、区域編入につきましても、やはり年度を繰上げてやつてくれという御要望がありまして、そういう場合においてのみ社債の負担を願つておるのであります。計画内にあります方式変更或いは区域編入につきましては、そういう社債の負担を願わないようにしております。ところが現在同一市内において、市内通話しておる地域というのは非常に数多くございまして、各地域とも非常に不便を感じておられますために、今申しましたように急いでやつてくれという御要望の下にそういうところはやつておるわけでございます。

○山田節男君 これは今ちよつと總裁の言葉と実際の違ひですが、金額を引受ければお前は年内にやつてやる、半分引受けたらたしか二年か、三分の

一の場合はと、ちやんと段階式にえらくやつて、無理やりでも金を出さなければならぬようにおやりになつておつて、今の總裁のおつしやるような決心じやないのですか。これはちよつと私は總裁の言葉を伺するのじやないが、ちよつと違ひますから……。

○説明員(堀井剛君) 今余り大ざつぱに申上げたのでして……。

○山田節男君 大ざつぱと言つて、それは重要なことですよ。

○説明員(堀井剛君) 確かに今山田委員のおつしやられます通りに、全額引受ければ本年度においてやります、或いは半額ならば何年繰上げるといふうちに、大体その繰上げるのにも、全額の場合におきましては極めてこれは容易に実行できますからして、本年にすぐやりますということをお願いしたけれども、半分ということになりますと、そのあとの半分の公社が負担しなければなりません。そういうような関係で年度を本年度まで繰上げるといふことは困難でございます。一年上げるとか、或いは二年繰上げるといふふうに順序を作つておるわけでありまして、これによつて地方のほうの御要望に、相談に応じておるというわけでありまして、決してこちらが強要しておるわけでもありません。地方のほうの御要望によつて、そんなに負担できないならばまあ一年や二年我慢しようということならばその通りしようというわけでありまして。

○山田節男君 結構なことでありまして、地方へよく一つあなたの氣持が通りますように指令を發して下さい。

○久保等君 ちよつと只今の問題とも、只今の問題というのは資金計画の

問題とも関連するのですが、大臣に伺いたい問題は、先ほど来言われておりますように非常に資金調達の問題はここところ頭痛の種であり、四苦八苦してでも何とかとにかくやらなければならぬ状態にあるのですが、ところが政府自体のやつておられます通信事業に対する施策というものは、私どもにも理解できかねるのですが、昨年の八月一日からの公社発足と同時に、御承知のように国際電報公社が、これはまあ株式会社になつてしまつたのですが、特にそういう資金的問題からというのじやなくて、通信事業の本来的あり方という面から考えて見ましても、むしろ国際と国内との分断というところが非常に、いわば不自然なんですね。実は作爲的な経営のやり方だと思ふのです。それでそういう点からも非常に問題があつたわけなんです。これは資金の面から考えますと、実は国際の会社の事業というものはすでにまあ六億程度の利益を挙げているようすが、年間二十億程度も儲かるところの電気通信事業にとつては、非常に資金面で助かつておつた部門があつたわけでありまして、これが実は切離されて、本年から正式に株式会社が発足しておりますが、更に又今度の法案でも、まあ私ども同じような考え方から発しておる面が多分にあると思ふのですが、やはりPBXと申しますといわゆる構内交換機設備ですが、こういうやつたようなもの一つ今度何とか民間でやり得るようになつてもらえないかというように動きもいろいろあつて、これも昨年の実は国際株式会社の問題が提案せられたと少くとも大体時期を同じうして国会に出て参つたのですが、こ

の方針は今度も踏襲せられて出されて参つておるわけですね。資金面、予算面から見れば、PBXの場合には国際の電信電話問題ほど大きな、膨大な金にはなりません。が併しいづれにいたしましても、少くともいわば採算のとれておる事業であることには間違いないし、利潤の挙つておる事業であることにも間違いないわけですね。そうして見ると、先ほど来のような、非常に自分のやりくりでは勿論むずかしいし、更に外部から資金を求めるとして、これも八方塞がりのような状態になつておるといふことで非常に四苦八苦されておる。一面こういう採算のとれる部門は、昨年の株式会社法で国際を手放し、今度は又PBXも、これは決して荷厄介で困つておるといふほどでもないのです。むしろ採算から申上げておる実体は若干カバーして行ける事業なんです。ところがこれを又あえて今度、いわば民間に開放して行くと、而もそれが果して電気通信事業の本来の性格からいつてどうなるか。ただ単に儲かるからという考え方じやなくて、事業の本来の性格からいつてどうなるかと申しますと、これはまあ私が先ほど御質問申し上げたような点でもいろいろ実施上に問題があるわけなんです。ところが今度このPBXをやれば、そういう意味で資金面からいつてもそういうような実情にありながらこれを民間に自営を許して行くといふ形、言葉はこれは極めて民主的な言葉で結構だと思ふのですが、要するに加入者の自営を許すといふのですから……併しこれは飽くまでも実際加入者本人が工事をやるというふうな場合はこれは絶対にないと言つてもいいほ

ど、まあ殆んどあり得ないわけですね。そういうような実情で、結局民間業者がやるということになるわけですね、そのことがいろいろ／＼悪影響を及ぼすといふことで、私どもも具体的の場合、予想される場合をいろいろ／＼お話し上げておるのですが、而もそれに対するいろいろ危惧される面に対する具体的な態度というものは実は余りまあお聞きできないような状態にあるわけなんです。ところがこのPBXを今度の法案によりまして自営にいたすということになつておるわけなんです。將來の資金面との関連性も考えて、この問題を一体少くとも電気通信事業のあり方としては少しおかしいじやないかというふうにお考えになるかどうか。特に国際問題との関連性において、私は今日までとつて来ております通信行政という問題がどうも非常に相撞着しておるのじやないかということに指摘せざるを得ないのですが、大臣どんなふうにお考えですか。

○國務大臣(塚田十一郎君) この点は恐らく考え方の相違で、私の考え方を申上げておる意見は合わないのだらうと思ふのです。イデオロギーの相違と申しますか、私どものもの考え方方は成るべく民間の手でできるものは民間に持つて行こう、又民間に仕事をやる人があるものは民間にやつてもらへばいいじやないか、こういう考え方であるわけでありまして。先ほどからまあ御承知のように總裁は専断などにも當つて非常に民間を熱心に展開されたことでもあつたが、当時私も衆議院の一人であつて、まだ時期には早いと考え方としては一応考えられる考え方であるといふことで、そのままになつておるの

で、まあ殆んどあり得ないわけですね。そういうような実情で、結局民間業者がやるということになるわけですね、そのことがいろいろ／＼悪影響を及ぼすといふことで、私どもも具体的の場合、予想される場合をいろいろ／＼お話し上げておるのですが、而もそれに対するいろいろ危惧される面に対する具体的な態度というものは実は余りまあお聞きできないような状態にあるわけなんです。ところがこのPBXを今度の法案によりまして自営にいたすということになつておるわけなんです。將來の資金面との関連性も考えて、この問題を一体少くとも電気通信事業のあり方としては少しおかしいじやないかというふうにお考えになるかどうか。特に国際問題との関連性において、私は今日までとつて来ております通信行政という問題がどうも非常に相撞着しておるのじやないかということに指摘せざるを得ないのですが、大臣どんなふうにお考えですか。

で、まあ殆んどあり得ないわけですね。そういうような実情で、結局民間業者がやるということになるわけですね、そのことがいろいろ／＼悪影響を及ぼすといふことで、私どもも具体的の場合、予想される場合をいろいろ／＼お話し上げておるのですが、而もそれに対するいろいろ危惧される面に対する具体的な態度というものは実は余りまあお聞きできないような状態にあるわけなんです。ところがこのPBXを今度の法案によりまして自営にいたすということになつておるわけなんです。將來の資金面との関連性も考えて、この問題を一体少くとも電気通信事業のあり方としては少しおかしいじやないかというふうにお考えになるかどうか。特に国際問題との関連性において、私は今日までとつて来ております通信行政という問題がどうも非常に相撞着しておるのじやないかということに指摘せざるを得ないのですが、大臣どんなふうにお考えですか。

であります。それで国際電報が株式会社に
社になりまして非常に利益を挙げたとい
うことも私も聞いておりますが、これ
も公社がうまくやつておつて、あれ
と同じように利益が挙るかどうかが私
よくわからないうし、少くともあれが株
式会社になつて、余計利益が挙つたの
じやないかとさへ思ふわけでは、更
に私も考へておられます。あ
いう儲かる事業を民間に移して、民間
の人間に儲けさせたといふ／＼おつし
やるけれども、そういう考へは持つて
おらないのであります。株は売買い
たしますときにも、そのときの合理的
な市中相場というものを、それから収益
性とか又財産価値というものを勘
案して、十分検討して、大蔵省が譲渡
値段をきめて株の分割売買をしたよう
でもあります。そういう工合にして
民間の手に渡し、そして民間の手に移
しましたも、或る程度以上の株式会社
というものは、我々の考へ方では、今
日株式会社は私企業であるといひなが
らも、昔の極く大ざつぱな感で、私
企業と公企業というように區別して考
へておつた、そして私企業というも
のは個人が儲かるのだというように考
へておつたように、私どもは私企業、
殊に或る規模以上の大きな国家的な仕
事をしておる会社というものは私ども
は考へておるのであります。例え
ば株を持つておりましたつて、配当に
おのづから制限があることは御承知で
もありまして、従つて配当に制限
があれば、市中相場だつてそれ大きく
変動は起らないし、従つて株の売買に
よつて利益を得るということはそうた
んとはないだらう、そして相当社内
留保というものを予定いたしましたし、

そのうちの相当部分は税金で国が頂戴
して来るという形になつておる。それ
で社内に留保されておれば、私企業で
ありまして当然その事業の将来の進
歩発展のために使うという形にならざ
るを得ないわけでありまして、これは国
際電報とそれから公社という二つの経
営主体に分けて、その間の技術的な連
絡がうまく行かないというような点、
私も余り専門知識がありませんので自
信を持つた御答弁を申し上げられませ
んけれども、私どもが私企業と公企業と
いうものに対する考へ方は、そういう
ようなものの考へ方をしておるのであ
りまして、従つて私企業に移して非常
に能率が上つてよくなるという点を一
〇〇％利用して、その面から出て来る
その企業として好ましくない面はおの
づから別の面でこれを規制して行くとい
うふうにして考へておるのが私どものそ
ういふ事業に対するものの考へ方なん
です。P.B.Xの問題も、私が聞きました
ところでは、今まで公社がやつておら
れたけれども、結局仕事を請負で以て
相当他へ下しておられるという形で、従
つて民間には相当現在でもそういう仕
事をやればやれる能力を持つており又
やりたいという希望を持つておる人た
ちがたぐさんあるというような場合に
は、私どものものの考へ方としては、
公社が引受けて下請に移すというより
は、やはり民間の人たちが直接やうい
う民間の人たちに適当な人を選んで仕
事を依頼するということのほうがむしろ
考へ方としてはすつきりしておるの
じやないかというふうにして考へるの
が、我々がP.B.Xの問題を今度の形に直した
考へ方でありまして、恐らくこれは最
初に申し上げましたようにお氣持と相当

違ふであらうと思ひますけれども、私
どもは私どもなりにそういうものの考
へ方に立つていろいろ措置をしておる
のであり、従つて世間一般から、或い
は一部の人の誤解をされております
ように自由党の吉田内閣のやり方が特
殊な人たちの利益をさせるためにやる
というふうな考へ方に立つておるのだと
いう点は、これは一つ誤解であるとい
うことに御了解をお願いしたいと思ひ
ます。

○久保等君 大臣は劈頭に、この問題
はイデオロギーの相違かも知れんと言
つたのですが、私どもはそれほどイデオ
ロギーで考へるのじやなくて、事実を
飽くまでも事実として考へてどうする
かという問題になつて来ると、そう余
り観念的に考へなくとも実は一つの方
法が見出せるのじやないか。即ち、ま
あ国際の問題なんか考へて見まして
も、少くとも国際を会社にするととい
うことについて、今までの経過は或い
は詳細に御存じないかも知れませんが
でも、いづれにしても長い間電気
通信事業を將來どうするかというよう
なことの研究機関なども、国会の衆参
両院で持たれて研究したこともありま
したのでありますが、審議会というよう
なものも作りまして、その過程で言わ
れた中にも国際案というようなものも
出て来なければ、政府も少くともそ
ういつた面にタッチしておられる面にお
きましてこそそういう会社になつてお
きなうた。それから昨年の問題の
発端も、これは一部の人が誤解して
いうふうなことを言われまされど、少
くとも昨年の正月前後あたりの状況も、

塚田大臣御存じかどうかは知りませ
んけれども、いづれにしても閣内でも
前々から是非一つ電気通信事業はこ
の際、国際部門だけは会社にしなければ
ならぬというふうなことはわゆる理
論的なものの中から出て来たことは私
どもも承知しておらんし、大臣もこの
点については御存じないと思ひます。
そういう経過は一体どこから……私
どもは或いは吉田総理その者はイデオ
ロギー的に割切つて判断しておられる
のかも知れませんが、そういう考へ方
は、これは私どもは非常に迷惑であ
るし、少くとも一國の国政というもの
を、或いは電気通信事業というものを
わが個人的観念のイデオロギーで
割切られたのではこれは非常に国民全
体として迷惑千万だし、電気通信事業
としても非常に迷惑だと思ひます。そ
れで国際の問題は昨年法律が七月末に
通過しまして本年の四月一日から実施
されたわけですが、別にイデオロギー
的にどうこうというより一技術的な
面から、或いは経営の面でもどうして
会社形態がいいのだという結論は、
イデオロギーから言つても当然これは
自由党内閣は国際はこれは会社にす
るのが最善だといふことは……その
点について大臣はいろいろ私企業の
問題を取り出されて言つておるが、私企
業と電気通信事業は本質的に違ふので
ありまして、又而も同じ公共事業の中
でも、有機性の最も強い電気通信事業
の場合に私どもは一般の私企業と混同
して考へられては非常に迷惑千万だと
考へる。それで少くとも国際電報会社
のあつた国際通信というものはこれ
も又通信事業であり、而も電波が海外

に飛び通信が海外に飛ぶからといつて
見ても、これは国内通信との一体性
において初めて通信の使命が達せられる
のであつて、何もいわゆる領海を境に
して、ここから向うは外国、ここから
内は国内だといふふうに分けがで
きような正確なものではないといふこ
とになつて参ります。国際通信はこ
れはとにかく経営主体というものは当
然分離すべきだ、而もこれは自由党政
府としてイデオロギー的にいつてもそ
うあるべきだといふことには、仮にこ
れが資本主義を前提にして論議してい
つても、もうとにかく資本主義國家で
国際電気通信事業というものはすべて
株式会社だといふことはイデオロギー
から割切れる問題でない。公共性の点
は資本主義國家の中におかれようが、
社会主義國家の中におかれようが、飽
くまでも公共性ということが使命で
す。而も最低限のものを確保しなければ
ならぬといふことはこれは同じだと思
ひます。とにかく結論には残念ながらど
ういふ名イデオロギーを以てしても私
は割切れる問題じやないといふふうに
考へますし、更にそれが電気通信の
は本質から申し上げた問題なんです。資
金面の問題を言へばこれは幸ひといひ
ます。か、国際の面では非常に採算がと
れ黒字があるという状態にありながら、
あえてこれを生木を割くような形で国
内通信と分離して行くといふことは、
少くとも資金面という一面から見ただ
けでも非常に私は大きな矛盾ではない
かと思ひます。若しこのことが先ほど言
われたイデオロギーで割切られるとする
ならばこれこそまさにイデオロギーの
ために電気通信事業というものはこれ

は死活を制せられておるといふことに
も実はなると思ふのです。そういう点
で非常に一方において資金面で四苦八
苦しなければならぬ実情にありなが
ら、一方の面においてはむしろ性格の
本質にもとよるような形で切離して行
く。或いは又PBXの問題も只今お話
がございましたが、勿論従来ともこれ
は或る一部のもののについては、止むを
得ない面については開放いたしてお
るわけです。自営を認めておる。だから
こそむしろ私自体として申上げたとい
はなお更その形に現在なつてお
るのに、それをより以上いければ押を
上げてPBXの自営を大きく開放して行
く必要がどこにあるかといふことを申
上げておるわけなのです。だから現在
の状況といふものは、PBXの自営と
いふものは全然許しておらぬという形
であります。自営を許しておる。公
社がやるのが適當でないといふこと
は、或いは又困難と思はれるところは
これはとにかくどん／＼むしろ自営に
しておるわけです。それだけに私ども
はなぜこの際大幅にこれを自営とい
う形に持つて行かなければならぬのか
といふことについて、資金面から考
えてもその点は余り引合はれない、採算
のとれない事業でないだけに先ほどから
の問題との関連性を考えて非常に大
きな矛盾ではないかといふことを申上
げておるわけなのです。而もこのこと
は飽くまでも事実に基づいてお話を申上
げておるのです。イデオロギー論議を前提
にした論議ではありませぬので、一つ
そのあたりを事実に基づいて矛盾をしな
いかどうかといふことの一つ御所見を
承りたいのであります。

○委員長(左藤義詮君) 大臣に申上げ

ます。質疑の範囲で余りイデオロギー
に關係しないように簡潔に御答弁を願
います。

○國務大臣(塚田十一郎君) イデオロ
ギーといふまでも、而もイデオロギー
で万事割切つて、それで電気通信事
業の本来のあり方といふものを我々が
考えないかと言へば、それは大変間違
いであります。我々は我々なりにど
うするほうがこの事業本来の性格に合
致し、又國民の利益に合致するかとい
うことを考へて我々はこうするほうに
一國民の利益に合致するといふふう
に考へておるのであります。それが
さういふふうと同じく國民の利益に合
致するものと考えながらも形が違ふの
は、それはものごころの違ひから来
るのではないかといふ意味で申上げた
わけでありませぬ。

味でPBXの問題についても再検討せ
られるといふような実は氣持があつた
のかどうか、又再検討せられた
のかどうか、そのあたりも大臣か
ら一度一つ明確に御答へ願つておき
たいと思ひます。

うしてもこれはやらなければ絶対駄目
なんだといふことなら話は別ですが、
まあ／＼とにかくどうやらやつてお
るし、まあ若干でも潤つておるのだ、事業
の他の面にも潤つて来ておるといふこ
とだつたら、この際強行するといふ必
要も私はないのじやないかと考へるの
です。さういふ意味で新しい情勢をも
勘案してさういふ面から再検討せられ
るか、若し再検討しては行かないに
しても、先ず／＼何か今の御答弁でも
明確になつておらないような状態だ
とすれば、一つ十分に考へて見たほう
がいいのじやないかといふようにお考
へなかつたら、やはり一つ全く揺る
がぬ確信を持つておるのか、そのあた
りについて御答弁を願ひたいと思ひ
ます。

見ましたところ、さういふ仕事で公
社が幾らかでも利益を擧げるといふこ
とも殆んど考へられないし、考へてな
いといふことであるならば、どちらの
意味から見て民間にある人々を利用し
て、公社がそのために新しい技術陣
営を殖やすといふ非能率を避けるほう
がいいのじやないか、従つて大幅な整
備拡充計画といふものが機会であつて
さういふ考へ方が一掃に出て来たのだ
と私はさういふふうには解しておる
ます。

○久保等君 そこで今の質問は、特に
PBXの問題を十六特別国会に從來と
同じ方針で提案せられたことについて
公社にならうがなるまいが、電気通信
省當時であらうが、或いは公社であ
らうがやはりPBXの問題については
飽くまでもこれを民間に開放して行
かなければならぬのだといふ一貫した
方針で国会に臨まれておるわけなので
、その点については少くとも企業経営
のあり方が相当大きく転換しておるこ
の機会に政府事業であつた當時のもの
の考へ方を一つ一編考へ直して見る必
要があるのではないかといふような意

○久保等君 それで、更に極く最近料
金問題も衆議院で修正せられるとい
ふやうないわば新しい事態がこれは出
て参つておるわけですね。従つて本国会
の当初に再検討したかどうかといふ問
題は、これはまあ只今の御答弁で、私
自体には余りよくわからなかつた解
きないのですが、とにかく考へて見な
いわけでもなかつたといふ程度の御答
弁だと理解するのですが、とにかくそ
ういふ経過で国会へ出されて、最近料
金値上げの問題で相当な修正が加えら
れたといふ事態になつて来て、この本
国会の当初における事情以上に困難な
資金面で問題が出て参つておるわけ
です。だからそれだけに私はこの点も先
ほど申上げた資金問題として確かに大
きな、これによつて財源が云々とい
ふ問題ではございません。ございませ
んが、併しずつとどうやら採算のとれて
おる事業を殊更に引離すといふ理由
は、私はよほどのことがなければ、ど

○久保等君 只今非常に公社が手不
足だといふ御発言がその点に非常な
穿つての御発言かと思ふのですが、確
かに手不足の問題もあるかと思ふので
、同時に電気通信事業は年々、終戦後
考へて見まして、これは電話にいた
しまして、逐年非常に増える増設の
電話機の個数などは殖えて参つてお
る、膨脹しておるのではないかと考
へる、膨脹しておるのだから一体殖や
すの、人の問題にしても一体殖や
して来ておるかどうかといふやうなこ
となつて来ると、殖やすどころじや
なくしてやはり今年度も又塚田大臣は行政
整理の総元締をやられるように実は伺
つて、私どもは非常に何といひます
か、安心するやうな不安なやうな氣も
いたすわけなんです、とにかくこの
前の一昨年も電通の場合は約一万人近
い程度の定員の削減があつたわけ
です。その前に約二万人に近いこれは相当
現業自体にもやめてもらつたといふ行
政整理なんです、さうして見ますと人の
足りないといふどころじやなくして、
むしろやめて行つてもいいといふ
実は方法をとつて、電気通信事業の場

○久保等君 只今非常に公社が手不
足だといふ御発言がその点に非常な
穿つての御発言かと思ふのですが、確
かに手不足の問題もあるかと思ふので
、同時に電気通信事業は年々、終戦後
考へて見まして、これは電話にいた
しまして、逐年非常に増える増設の
電話機の個数などは殖えて参つてお
る、膨脹しておるののではないかと考
へる、膨脹しておるのだから一体殖や
すの、人の問題にしても一体殖や
して来ておるかどうかといふやうなこ
となつて来ると、殖やすどころじや
なくしてやはり今年度も又塚田大臣は行政
整理の総元締をやられるように実は伺
つて、私どもは非常に何といひます
か、安心するやうな不安なやうな氣も
いたすわけなんです、とにかくこの
前の一昨年も電通の場合は約一万人近
い程度の定員の削減があつたわけ
です。その前に約二万人に近いこれは相当
現業自体にもやめてもらつたといふ行
政整理なんです、さうして見ますと人の
足りないといふどころじやなくして、
むしろやめて行つてもいいといふ
実は方法をとつて、電気通信事業の場

合にも強引にやめさせて来ておるといふこともあるわけなのです。だからそういう点で或いは今度塚田大臣の今の言明から言えば、電通の場合にはこれは他は別として、相当今度の場合には天下に優秀な人材を採用するくらいの広告を出してもいいんじゃないかという御発言のようにも受取れるんですが、そういう点から言っても時節柄としては私、非常に安心いたすわけでありす。併し少くとも電通の場合には絶対に仕事は今の状態でもうにもならないという、実は建設面の仕事ですが、建設面の仕事においてもそういう面から検討せられてP.B.Xの問題を自営にするという方針をきめられたのかどうか、この問題も一つ承わっておきたいと思ふんです。只今の大臣の御発言でございませう。

○久保等君 丁度いい機会でございます、時宜を得た質問だと思いますので、一つもう少しこの問題について大臣の明確な御答弁を願つておけば、非常にこれは不安を、いわゆるよく大臣の言われる誤解を生じないで好ましいことだと思ひますので、そういう点で、一言御質問いたしたいのですが、少くとも電通事業に關する定員の問題については、これは年々施設増に伴ひ定員の要求をいたしておるはずなのに、それが、それに対しての定員というものはなかなかやはり許されないと、いうようなことが逐年累加されて来ておるんです。ところがそういう過去の経過の中にあつて、やはり時の政府の吉田内閣の問題なんです、吉田内閣としては何回か行政整理をやつておるわけなんです。それでそのときには常に画一的に実施されておるわけなんです。右へならえ式の二割減或は一割五分減と、現業は非現業幾らというふうな形でやられ

て来ておるわけなんです。これもイデオロギーの相違いじゃなくて、これはまさに事実なことです。そこで私電氣通信事業の総元締である大臣が今度の場合には行政整理の非常に立役者という形で立案をされておるようでございますけれども、電氣通信事業の現状というものは御承知のような状態で、只今申上げたような過去の経過の上に今日のような実情になつて参つておるわけですが、更にこれが今後大幅に重大な計画の下に五カ年計画というふうな形で將來を考へて参らなければならぬということになつて参りますと、少くとも行政整理で整理をしなければならぬという問題は、事電氣通信に關する限りはもう夢想だにできないというふうな考へるわけなんです。これはさつきに考へて、それは併し絶対にやめてもらわな

行政整理をするという同じ考へ方で公共企業体の人員を扱うという考へ方はいたしておりません。これは重ねて申上げます。そしてむしろこの点で私が今度の行政機構改革をいたしますときに、今までも問題が相当このところにあつた、こういう企業体に対しては、一応郵政省の郵政事業のほうへ移行するんだと、そういう形になつておりますが、国の公務員という形になつておる。そうすると役人が何人おる、国民一人に対して何人の割合に役人がおるといふ非常にプリミティブの考へ方で、人間が非常に多いのだという、そういう多いという勘定なんです。ところが私は一つの間違ひであり、このところをはつきりと解いて行かなければならぬ。郵政事業は御承知のように国のほうから三十一億しか注ぎ込みをしてもらつておらない。併しこの三十一億というものは貯金の特別会計が集めて、相当コストの高い金を他の目的からして非常に低い利子で以て資金運用部へ渡しておるということも出て来るので、私も郵政事業自体をもう少し厳格に検討して見れば、もう国の厄介になつておらんと考へておる。企業体といふものは大体そうあるべきで、そうすると郵政事業に従事しておる人たちが現業に従事しておる人たちも、監督業務をやつておる人たちは又別でありまして、現業に従事しておる人たちは一般の公務員と別のもので考へなければならぬ。だから従つて一般公務員と同じような考へ方で行政整理を考へておるわけではない。従つて一般公務員の場合の私の行政整理の考へ方は、仕事があつて人間が出ておるから、その仕事を今の立場から、それか

ら国民負担が非常にこう重くつて困つておる立場から考へて、今日の状態からこの程度のことは、過去のいきさつが、国がやるようになってゐるから、今は国がやる必要はないと思へるものは仕事をやめて人間を整理して、そういう国民負担を軽減するということに考へるのが私の行政整理の考へ方、併し企業の場合にはこれは仕事はやるほうがむしろ国民のためなんです。仕事があつて人間が要らないならばこれは減らすどころじゃなくむしろ増やすのが当り前。(笑聲) そうはいうものの併し公営企業というものは私のはほの面から、ということとはこれを能率経営をするという面から今のような状態で無駄がないかどうかという考へ方から検討して見なければならぬ。国民に税金の負担はかかるから、料金という形で負担がかかるから、非能率経営が公営企業であるから許されるということは言えない。そうして今まで国の管理という形でやつていたから、やはり同じように政府企業という觀念、従つて能率経営という觀念がそういう公営企業の中に取入れられておられませんから、相当程度郵政事業におきまして、又公社に移つたばかりの電通事業にいたしまして、そういう面からも今のこれだけの仕事をやるのに、この機構でこれだけの人間が必要であるかということは国の行政整理とは別の観点ではあるが考へ直してもしらなければならぬのではないかと。そういう点を十分検討して、成るほどこれだけは十分必要なんだということであれば勿論整理は行われませんが、更にそれで不足だということであれば殖えるということにはなるが、併

○國務大臣(塚田十一郎君) 私が行政整理を非常に熱心に考へておることは事実であります。ただ私がこの定員をどうするかという場合に企業体の定員といふものと一般の公務員の定員といふものと同じに考へてはいけないうえ、又考へない、こういうような考へ方でありす。なぜかと申しますと、私もが強く公務員の人員の整理といふものを考へますのは、それはそのまま国民の税によつて賄われるということを考へ、そして国民負担といふものが今日非常に重いということを考へますから、そういう結論になるのでありまして、従つて企業体の場合にはいわゆる税によつて負担されるという形にはなつておらぬのでありますからして、そういう心配をしないのですが、併し税によつて負担されておらないにいたしまして、電信電話の場合はおのずから料金によ

つて又国民に負担をかけておるのでありますからして、それが非常に非能率に經營されるということであれば、形は違つても国民の負担を過重にしななければならないことと同じになりますから、そういうような意味において企業体の人員といふものはむしろ、つまり非能率經營といふものがないかどうか、従つて本間に仕事が増え、整備拡充によつてあつちこつち電信電話がたぐさんで来て来るといふことであれば、当然必要なだけ人間をむしろ減らすどころじゃない、殖やさなければならぬという場合もあり得るし、そういう場合も行政整理をするというふうなものに考へ方では私は収めて行こうというふうには考へておらんわけでありす。

○國務大臣(塚田十一郎君) 公務員の行政整理をするという同じ考へ方で公共企業体の人員を扱うという考へ方はいたしておりません。これは重ねて申上げます。そしてむしろこの点で私が今度の行政機構改革をいたしますときに、今までも問題が相当このところにあつた、こういう企業体に対しては、一応郵政省の郵政事業のほうへ移行するんだと、そういう形になつておりますが、国の公務員という形になつておる。そうすると役人が何人おる、国民一人に対して何人の割合に役人がおるといふ非常にプリミティブの考へ方で、人間が非常に多いのだという、そういう多いという勘定なんです。ところが私は一つの間違ひであり、このところをはつきりと解いて行かなければならぬ。郵政事業は御承知のように国のほうから三十一億しか注ぎ込みをしてもらつておらない。併しこの三十一億というものは貯金の特別会計が集めて、相当コストの高い金を他の目的からして非常に低い利子で以て資金運用部へ渡しておるということも出て来るので、私も郵政事業自体をもう少し厳格に検討して見れば、もう国の厄介になつておらんと考へておる。企業体といふものは大体そうあるべきで、そうすると郵政事業に従事しておる人たちが現業に従事しておる人たちも、監督業務をやつておる人たちは又別でありまして、現業に従事しておる人たちは一般の公務員と別のもので考へなければならぬ。だから従つて一般公務員と同じような考へ方で行政整理を考へておるわけではない。従つて一般公務員の場合の私の行政整理の考へ方は、仕事があつて人間が出ておるから、その仕事を今の立場から、それか

ら国民負担が非常にこう重くつて困つておる立場から考へて、今日の状態からこの程度のことは、過去のいきさつが、国がやるようになってゐるから、今は国がやる必要はないと思へるものは仕事をやめて人間を整理して、そういう国民負担を軽減するということに考へるのが私の行政整理の考へ方、併し企業の場合にはこれは仕事はやるほうがむしろ国民のためなんです。仕事があつて人間が要らないならばこれは減らすどころじゃなくむしろ増やすのが当り前。(笑聲) そうはいうものの併し公営企業というものは私のはほの面から、ということとはこれを能率経営をするという面から今のような状態で無駄がないかどうかという考へ方から検討して見なければならぬ。国民に税金の負担はかかるから、料金という形で負担がかかるから、非能率経営が公営企業であるから許されるということは言えない。そうして今まで国の管理という形でやつていたから、やはり同じように政府企業という觀念、従つて能率経営という觀念がそういう公営企業の中に取入れられておられませんから、相当程度郵政事業におきまして、又公社に移つたばかりの電通事業にいたしまして、そういう面からも今のこれだけの仕事をやるのに、この機構でこれだけの人間が必要であるかということは国の行政整理とは別の観点ではあるが考へ直してもしらなければならぬのではないかと。そういう点を十分検討して、成るほどこれだけは十分必要なんだということであれば勿論整理は行われませんが、更にそれで不足だということであれば殖えるということにはなるが、併

ら国民負担が非常にこう重くつて困つておる立場から考へて、今日の状態からこの程度のことは、過去のいきさつが、国がやるようになってゐるから、今は国がやる必要はないと思へるものは仕事をやめて人間を整理して、そういう国民負担を軽減するということに考へるのが私の行政整理の考へ方、併し企業の場合にはこれは仕事はやるほうがむしろ国民のためなんです。仕事があつて人間が要らないならばこれは減らすどころじゃなくむしろ増やすのが当り前。(笑聲) そうはいうものの併し公営企業というものは私のはほの面から、ということとはこれを能率経営をするという面から今のような状態で無駄がないかどうかという考へ方から検討して見なければならぬ。国民に税金の負担はかかるから、料金という形で負担がかかるから、非能率経営が公営企業であるから許されるということは言えない。そうして今まで国の管理という形でやつていたから、やはり同じように政府企業という觀念、従つて能率経営という觀念がそういう公営企業の中に取入れられておられませんから、相当程度郵政事業におきまして、又公社に移つたばかりの電通事業にいたしまして、そういう面からも今のこれだけの仕事をやるのに、この機構でこれだけの人間が必要であるかということは国の行政整理とは別の観点ではあるが考へ直してもしらなければならぬのではないかと。そういう点を十分検討して、成るほどこれだけは十分必要なんだということであれば勿論整理は行われませんが、更にそれで不足だということであれば殖えるということにはなるが、併

し整理という事を考えないでいいという事は公社経営の場合にも私は考へておりませんし、国が行政整理をする機会には、国がなおやつておる公営企業にも又公社にも同じような考え方で十分再検討して頂きたいということをお願いする強い決意を持つておるわけでございます。

○久保等君 ほかの委員会での部屋を使われるそうですから、余り時間がないようでございますから、私只今の問題だけ御質問いたしまして、なお若干の問題はあとに保留をいたしたいと思うのですが、今の質問だけを何とかけじめをつけておきたいのですが、大臣、能率的に果してやられておるかどうかという面で検討する必要があるというふうな御発言でございますけれども、少くとも先ほどのPBXの問題、この問題は若干範圍が違ひます。多少違つておると思いますが、併し私自体も勿論大企業となつた場合に、細かい一職場、一職場の配置までが、果して適当かどうかということについての問題は或いはあるかも知れません。併し少くとも総体としての人員を、まあ何割か或いは何分か知らんけれども、少くともこれを整理しなければならぬというふうな、總体的な問題としてのいわゆる行政整理というものは考えられないのじやないか。というものは、先ほどのPBXの問題にしても、これを民間に開放するという一つの理由の中には、やはりこれが今大臣の言葉を借りて言へば、能率的にやればやり得るのだということになつて、やはりPBXというものは別にこの際あえて強行して民間に開放しなければならぬのだというふうな実は状態にはないのだと

いうことになると思ふのですが、とにかく先ほど人員の問題から多少不自由なんであるというふうな御発言があつたわけなんです。そういう点も行政整理の問題になると、いざ再検討という点で、少し人員の点に余裕があるかも知れないということになると、多少相前後するのじやないかというふうに考えるのですが、その点人員的な問題についてPBXの問題は全然問題がないのだが、他の面からこれを私営に開放するのだと言われるのか、その点一つ先ほどの問題と若干相違する面があると思ひますが……

○国務大臣(塚田十一郎君) この問題をPBXというように限る場合は、おのずからそれに必要な人員というものは、能力からも、技術からも限られた人間なんでありまして、私が行政整理と同じような考え方を公社においてやつてもらいたいという事は、広い意味の公社経営上の全般についてでありまして、考え方としては少しも矛盾はしておらないと思ふのであります。そうして必ずしもPBXの仕事をしませんが、十分現在の人間が整理されずに能率を発揮して行くという意味においては、私は公社が今後いろいろ面において今後仕事が出て来ると思ふのであります。そういう面の懸念が若しあつて人間を能率的に使へば、首を切らずにということであるならば、そういう方向において一つ今後公社は電信電話事業というものが格段に今後相当短かい期間に拡張されるのですから、現実の整理というものは或いは行わずに済むかも知れないと思へておるのであります。

ただについてのけじめをつけておきたいのですが、勿論ここで行政整理をやめるのかやらないのかという結論を端的に出すという段階には勿論ないと思ひます。そういうことで別にこれ以上余り突つこんだ御質問をしようとは思はないのですが、ただ併し少くとも概括的に言うならば、電氣通信事業の場合には、少くとも大臣としての感じだけとして、感覚だけにしても行政整理というものは電通の場合はあり得ないだろうという程度のこととは、これは持つておられると思ふ。少くともそれはつきりいわれる確信を持つて言明できるかどうかということについては、時期的な問題としてもこれはまだその段階までは至つておらないのだという状況が只今の大臣の偽わらざる御心境だといふふうに私は理解をいたすわけなんです。そういうことでよろしくございませうか。

○国務大臣(塚田十一郎君) 私は梶井総裁がきつとかやうに無駄な人間などを一人も置かないように恐らく経営なさつて頂いておるのだらうと確信はいたしておるのです。併し考え方としてはそうではありましようが、私もこういう工合に堪えがたきを忍んで大幅な整理をしよという機会だからもう一度一つ再検討して見て頂きたい。こういうふうにお願ひするつもりでおります。○委員長(左藤義詮君) 他に御質疑ございませうか。別に御質疑もないようでありますから、これにて三法案に対する質疑は終局したものと認め、三法案に対する質疑を打ち切ることに御異議ございませうか。

○久保等君 ちよつと、今の質問の点は、私は打ち切るというのには、この三法案全般の問題についてここで完全に質疑を打ち切つてしまふという意味の打ち切り方ではなく、今日のこの午前からの引續いてやつておる委員会では、部屋の関係その他の関係で、実はこれ以上質疑を続行することは困難なので、一応休憩にするなりいずれかにして結構です。それは別として、今日の質疑を打ち切るということにして頂きたい。朝から発言しておりますのは殆んど私一人で質問しておりますので、委員の各位も殆んど見えておらんという状態で、この席上で、本委員会では三法案についての質疑は全部終了いたしましたというにはちよつと疑問があるのじやないかと思ひます。

○委員長(左藤義詮君) ちよつと連記をとめて下さい。

○委員長(左藤義詮君) 休憩前に引続き委員会を再開いたします。

○委員長(左藤義詮君) 連記を始めて下さい。

○委員長(左藤義詮君) ちよつと連記をとめて下さい。

○委員長(左藤義詮君) 連記を始めて下さい。

○委員長(左藤義詮君) 連記を始めて下さい。

○委員長(左藤義詮君) 連記を始めて下さい。

○委員長(左藤義詮君) 連記を始めて下さい。

○委員長(左藤義詮君) 連記を始めて下さい。

○委員長(左藤義詮君) 連記を始めて下さい。

○委員長(左藤義詮君) 連記を始めて下さい。

○委員長(左藤義詮君) 連記を始めて下さい。

○委員長(左藤義詮君) 連記を始めて下さい。

昭和二十八年九月八日印刷

昭和二十八年九月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局